

## 第1章（建設工事） 目次

### 1.1 基本的事項

(1) 基本事項	.....	1
(2) 共同受付参加自治体間共通の入札参加資格付与の要件	.....	2

### 1.2 定期申請

(1) 共通審査	.....	4
ア 資格有効期間の始期及終期	.....	4
イ 共通審査事項	.....	5
ウ 共通事項申請に必要な提出書類	.....	7
(2) 個別審査	.....	11
ア 長野県	.....	13
イ 長野市	.....	16
ウ 松本市	.....	19
エ 上田市	.....	23
オ 岡谷市	.....	27
カ 飯田市	.....	28
キ 諏訪市	.....	29
ク 須坂市	.....	32
ケ 小諸市	.....	36
コ 伊那市	.....	41
サ 駒ヶ根市	.....	42
シ 中野市	.....	43
ス 大町市	.....	44
セ 飯山市	.....	47
ソ 茅野市	.....	49
タ 塩尻市	.....	51
チ 佐久市	.....	55
ツ 千曲市	.....	57
テ 東御市	.....	58
ト 安曇野市	.....	60
ナ 南牧村	.....	65
ニ 軽井沢町	.....	66
ヌ 立科町	.....	69
ネ 下諏訪町	.....	70
ノ 富士見町	.....	71

八 原村	.....	72
ヒ 箕輪町	.....	74
フ 飯島町	.....	75
ヘ 南箕輪村	.....	76
ホ 宮田村	.....	77
マ 松川町	.....	78
ミ 高森町	.....	79
ム 阿南町	.....	80
メ 白馬村	.....	81
モ 坂城町	.....	82
<b>1.3 少額工事（小規模取引）等の資格申請</b>		
(1) 申請の受付自治体等	.....	83
(2) 申請方法	.....	84
イ 長野市	.....	85
ウ 松本市	.....	88
エ 上田市	.....	91
コ 伊那市	.....	92
シ 中野市	.....	93
セ 飯山市	.....	94
タ 塩尻市	.....	96
ト 安曇野市	.....	97
モ 坂城町	.....	98
<b>1.4 中間申請</b>		
(1) 中間申請の対象	.....	99
(2) 中間申請することができる自治体	.....	99
(3) 共通審査	.....	99
(4) 個別審査	.....	100
<b>1.5 追加申請</b>		
(1) 追加申請の対象	.....	101
(2) 追加申請することができる自治体	.....	101
(3) 共通審査	.....	101
(4) 個別審査	.....	102
<b>1.6 変更申請</b>		
変更申請	.....	103
<b>1.7 取消申請</b>		
取消申請	.....	103

## Ver2.0での主な更新箇所

該当箇所		更新内容（概要）
1.6	変更申請	申請対象及び提出書類を記載

## Ver2.1での主な更新箇所

該当箇所		更新内容（概要）
1.1 (1)	表 1-1-2	R7追加申請の申請受付期間を記載
全般	表記ゆれ	文章の表記統一

## Ver2.2での主な更新箇所

該当箇所		更新内容（概要）
1.1 (2)	表 1-1-5	「表1-1-4項目番号5」を必須要件としない自治体一覧に上田市を追加
1.3 (1)	表 1-3-1	上田市の少額工事（小規模取引）の対象範囲を変更
1.2 (2) タ	塩尻市個別審査	変更申請の際に個別審査で提出可能な書類を追記
1.2 (2) フ	飯島町個別審査	提出書類の見直し
全般		その他軽微な修正

## Ver2.3での主な更新箇所

該当箇所		更新内容（概要）
1.2 (2)	佐久市個別審査	留意事項の追記

## Ver2.4での主な更新箇所

該当箇所		更新内容（概要）
1.1 (1)	表 1-1-2	R8中間申請の申請受付期間を記載
1.2 (2) タ	塩尻市個別審査	再審査に必要な提出書類等を追記
1.3 (2) コ	伊那市小規模工事	伊那市の小規模工事・修繕の受注希望者登録申請を追記

## Ver2.5での主な更新箇所

該当箇所		更新内容（概要）
1.2 (2)	表 1-2-4	駒ヶ根市への個別審査項目欄に「使用印鑑届」を追記
1.3 (2)	表 1-3-1	長野市の少額工事等対象を変更（設計額200万円以下）
全般		その他軽微な修正

# 1. 建設工事

## 1.1. 基本事項等（建設工事）

### (1) 基本事項

県や市町村が発注する公共事業の入札に参加するためには、競争入札に参加したい自治体から入札参加資格が付与され、入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。

表1-1-1の自治体から入札参加資格の付与を希望する場合は、本手引きに従い、入札参加資格申請（共通申請及び個別審査申請）を行ってください。

なお、令和7・8・9年度入札参加資格の入札参加資格審査基準日及び申請受付期間については表1-1-2のとおりです。

また、委託先に登録可能な営業所の数は自治体ごとに異なります。自治体別の登録可能な営業所数は表1-1-3のとおりです。申請前に必ずご確認ください。

**表 1-1-1 共同受付参加自治体（建設工事）**

自治体区分	自治体名
県（1）	長野県
市（19）	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大田市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
郡部（15）	南牧村、軽井沢町、立科町、下諏訪町、富士見町、原村、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、白馬村、坂城町

**表 1-1-2 令和7・8・9年度入札参加資格の申請区分等（建設工事）**

申請区分	入札参加資格審査基準日	申請受付期間
R7・8・9定期申請	R6.10.1	R6.12.2～R7.1.31
R7追加申請	R6.10.1	R7.9.1～R7.9.19
R8中間申請	R7.10.1	R7.12.22～R8.2.6
R8追加申請	R7.10.1	R8.9（予定）
R9中間申請	R8.10.1	R8.12～R9.1（予定）
R9追加申請	R8.10.1	R9.9（予定）

表 1-1-3 自治体別登録可能営業所数（建設工事）

登録可能営業所数	該当自治体
1	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市 南牧村、軽井沢町、立科町、下諏訪町、富士見町、原村、箕輪町、南箕輪村、松川町、高森町、阿南町、白馬村、坂城町
3	飯島町
制限なし	長野県、宮田村

## (2) 共同受付参加自治体間共通の入札参加資格付与の要件

表1-1-1に掲げる自治体における共通の参加資格要件は下表のとおり

表 1-1-4 自治体間共通の入札参加資格付与に係る要件（建設工事）

項目番号	要件
1	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
2	法人にあつては「都道府県税」並びに「消費税及び地方消費税」、個人にあつては「都道府県税」並びに「消費税及び地方消費税」並びに「個人の市町村民税」に未納がないこと
3	申請日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること *1 なお、入札及び契約等に関する権限を、従たる営業所に委任する場合には、その営業所において必要な建設業許可を有していること
4	申請日直前の10月1日（入札参加資格審査基準日）が属する事業年度の前年事業年度終了日（決算日）を基準とする法第27条の29第1項に規定する総合評定値の請求をしていること *1
5	入札参加資格を希望する建設工事の種類について申請日直前の10月1日（入札参加資格審査基準日）が属する事業年度の前年事業年度終了日（決算日）の直前2年間の各事業年度に完成工事高があること *1 *2
6	申請日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)
7	長野県及び共同受付参加自治体が規定する暴力団排除にかかる条例で定める暴力団員又は暴力団関係者でないこと

\*1 一部自治体が付与する少額工事の入札参加資格のみを希望する場合を除く

\*2 一部自治体を除く（表1-1-5参照）

**表1-1-5 「表1-1-4項目番号5」を必須要件としない自治体一覧**

区分	自治体名
市	長野市、上田市、伊那市、駒ヶ根市、中野市
町村	宮田村、阿南町、白馬村

【注】この表に記載のない自治体については、表1-1-4項目番号5は必須要件となります。

## 1.2. 定期申請（建設工事）

### （1）共通審査

表1-1-1に掲げる自治体における共通の審査事項については、共同受付窓口で審査を行います。

### ア. 資格有効期間の始期及び終期

入札参加資格の有効期間は3年間ですが、始期及び終期は自治体によって異なります。定期申請で付与される資格有効期間の始期及び終期は下表でご確認ください。

**表 1-2-1 自治体別資格有効期間（建設工事／定期申請）**

区分	自治体名	令和7・8・9年度の資格有効期間（建設工事／定期申請）
県	長野県	令和7年5月1日～令和10年4月30日
市	長野市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	松本市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	上田市	令和7年4月1日～令和10年4月30日
	岡谷市	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	飯田市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	諏訪市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	須坂市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	小諸市	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	伊那市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	駒ヶ根市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	中野市	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	大町市	令和7年7月1日～令和10年6月30日
	飯山市	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	茅野市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	塩尻市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	佐久市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	千曲市	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	東御市	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	安曇野市	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	町村	南牧村
軽井沢町		令和7年4月1日～令和10年3月31日
立科町		令和7年6月1日～令和10年5月31日

区分	自治体名	令和7・8・9年度の資格有効期間（建設工事／定期申請）
	下諏訪町	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	富士見町	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	原村	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	箕輪町	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	飯島町	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	南箕輪村	令和7年6月1日～令和10年4月30日
	宮田村	令和7年6月1日～令和10年5月31日
	松川町	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	高森町	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	阿南町	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	白馬村	令和7年5月1日～令和10年4月30日
	坂城町	令和7年4月1日～令和10年3月31日

## イ. 申請事項

申請内容の入力にあたっては別紙システム操作マニュアルのほか、下表を参照してください。

なお、森林整備の資格付与を希望する場合は森林整備の申請手引きを参照してください。

**表 1-2-2 共通申請事項に対する説明（建設工事）**

申請区分	申請事項	入力等要領
本社基本 情報	商号又は名称 (漢字)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書の商号を入力してください</li> <li>・ (株)、(有)等の入力漏れが無いように注意してください</li> </ul>
	法人番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13桁の法人番号を入力してください（登記事項証明書等にある12桁の数値の先頭に1桁の数字を付加したもの。）</li> <li>・ 法人番号は「法人番号指定通知書」又は国税庁の「法人番号公表サイト」において確認できます</li> </ul>
	代表者役職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記の代表者の役職（代表取締役等）を入力してください</li> <li>・ 社長など登記に表示されない肩書きは入力しないでください (例：代表取締役社長×⇒代表取締役○、代表理事組合長×⇒代表理事○)</li> </ul>
	郵便番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社（店）所在地の郵便番号を記入してください。</li> </ul>
	所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の所在地が登記と異なる場合は、「登記上の所在地又は住民票上の住所」欄に登記上の住所等を入力してください</li> <li>・ 所在地が長野県内の場合は町字から、長野県外の場合は市区町村名から入力してください</li> </ul>

申請区分	申請事項	入力等要領
	連絡先	・ 入札参加資格に関する担当者と連絡が取れる電話番号、メールアドレスを入力してください
工事共通 情報	建設業許可番号	・ 申請日時点の建設業許可番号を入力してください ・ 一部自治体が付与する <u>少額工事等の入札参加資格のみ希望する場合は「許可情報不所持」にチェックしてください</u>
	経審受審時許可番号	・ 申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日（経営事項審査基準日）時点の建設業許可番号を入力してください
企業基本 情報（建 設工事）	従業員数	・ 申請日時点での常勤の人数を入力してください（常勤とは客観的な判断事項《雇用保険に加入している等》を有する者） ・ 代表者、役員も従業員として含めます ・ 子会社の従業員、派遣されている従業員、雇用保険に加入していないパート、アルバイトは含めません
	経営事項審査対象事業年度の 前審査対象事業年 度完成工事高	・ 法第27条の29第1項に規定する総合評定値請求時に添付した「別紙一」の「 <u>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</u> 」欄（左欄）に記載した「 <u>工事種類別完成工事高</u> 」を入力してください ・ 上記総合評定値請求の審査基準日（経営事項審査基準日）は、入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日のもthingとしてください
	経営事項審査対 象事業年度の完 成工事高	・ 法第27条の29第1項に規定する総合評定値請求時に添付した「別紙一」の「 <u>審査対象事業年度</u> 」欄（右欄）に記載した「 <u>工事種類別完成工事高</u> 」を入力してください ・ 上記総合評定値請求の審査基準日（経営事項審査基準日）は、入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日のもthingとしてください
	ISO認証取得状 況	・ 申請日時点の認証状況を選択してください
	その他	・ 初期表示（グレーアウト）欄は、経営事項審査データを連携表示させていますので修正はできません。

申請区分	申請事項	入力等要領
工事経歴 情報	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日（経営事項審査基準日）の直前2年間の各事業年度別の工事経歴を50件まで入力できます</li> <li>・ <u>入札参加資格付与を希望する業種の実績のみ入力してください</u></li> <li>・ すべての実績を入力する必要はありませんが、「表1-1-4項目番号5」を必須要件とする自治体へ申請する場合は、<u>1業種につき1年度1件以上の実績を入力してください</u></li> <li>・ 国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コンズの登録内容と一致するように入力してください</li> <li>・ 入力内容に疑義が生じた場合は、契約書等の実績を確認するための書類の提出を求める場合があります</li> </ul>
添付ファイル登録	共同受付窓口(zip)	・ 必要な書類をご用意の上、電子化及び圧縮（ZIPファイル化）して添付してください
	共同受付窓口(Excel)	・ 提出書類確認表に商号又は名称を付してエクセルのまま添付してください
営業所一覧	工事営業所追加／営業所追加	・ 資格付与を希望する営業所のみ追加してください
	営業所基本情報(営業所名)	・ 建設業許可で届け出ている営業所名と一致する名称を入力してください（内部委任の場合を除く）
	営業所基本情報(代表者氏名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者から入札や見積、契約締結に関する事項の委任を受ける方の氏名を入力してください</li> <li>・ 同一営業所に複数の代表を設定することはできません</li> </ul>
	営業所基本情報(営業所従業員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日時時点で営業所の常勤の人数を入力してください</li> <li>・ 役員も従業員として含めます</li> <li>・ 子会社の従業員、派遣されている従業員、雇用保険に加入していないパート、アルバイトは含めません</li> </ul>
	営業所基本情報(うち技術職)	・ 事務、営業職の従業員は除く、技術者、技術職員、技能者等の技術職従業員の人数を入力してください
	営業所基本情報(委任事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックをつけてください</li> <li>・ チェックのない営業所の登録はできません</li> </ul>

## ウ. 申請に必要な提出書類

共通審査を行う共同受付窓口への提出書類は表1-2-3のとおりです。図1-2-1の手順により書類の電子化と圧縮を行い、申請入力画面に添付して提出してください。

なお、提出書類確認表等の様式については、電子化・圧縮は不要ですのでエクセルのまま申請入力画面に添付して提出してください。

▼書類の提出手順（共通審査・個別審査共通）

- ① 紙書類をスキャン等によりPDF等に電子化
- ② 電子化したファイル毎に表1-2-3の審査書類欄に記載された記号を付した名称を設定  
 （例：D01\_建設業許可証明書.pdf、E02\_工事種類別完成工事高.pdf）  
 ※Macユーザは文字化けを防ぐため、半角英数字で名称を設定（例：D01\_kyokashou.pdf）
- ③ ②をまとめて圧縮（zip化）
- ④ 圧縮（zip化）したファイルの名称に商号等を付し（例：ながの建設.zip）、申請入力画面「7 添付ファイル登録」において添付して提出（共通審査書類は「共同受付窓口」、個別審査書類は該当の自治体の枠へ添付）

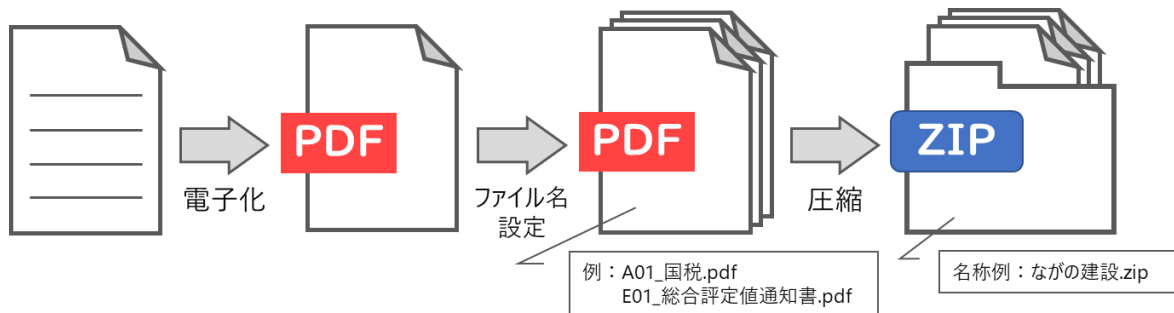


図 1-2-1 提出書類の画像化と圧縮

表 1-2-3 共同受付窓口への提出資料（建設工事）

区分	審査書類	対象	要件等
確認表	共通審査事項提出書類確認表（別添様式共工1号）	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下A～Fの提出する書類にチェックをつけ、商号又は名称を付したファイル名で保存（例：ながの建設_共工様式.xlsx）</li> <li>・ファイル拡張子はエクセル（xlsx）のまま申請入力画面「7 添付ファイル登録」において添付して提出してください</li> </ul>
納税状況 (A)	A01 消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>・消費税についての未納がないことに加え、法人は法人税、個人は所得税の未納がないこと</li> </ul>

区分	審査書類	対象	要件等
	A02 都道府県税の未納がないことの 証明書	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>長野県に本店又は支店、営業所等を有する場合は提出不要です（県庁内で確認）</u> ※納税状況が確認できなかった場合、納税証明書の提出を求められることがあります</li> <li>・ 長野県に本店又は支店営業所等のいずれもない場合は、本店所在地の都道府県税に未納がないことの納税証明書を提出してください（発行日が申請日前3か月以内のもの）</li> </ul>
	A03 長野県内の市町村民税の未納がないことの証明書	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>・ 住民税だけでなく固定資産税等を含む証明であること</li> <li>・ 住民登録が県外の場合は提出不要</li> </ul>
法人登記 (B)	B01 履歴事項全部証明書又は現 在事項全部証明書	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日が申請日前3か月以内であること</li> </ul>
後見登記 等証明／ 身分証明 (C)	C01 後見登記等に関する証明書 （法務局発行） 及び 身分証明書（市区町村発行）	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>・ 成年後見人、被保佐人、被補助人とすることの記録がないこと（法務局発行の「登記されていないことの証明書」で確認）</li> <li>・ 破産宣告等の通知を受けていないこと（市区町村発行の「身分証明書」で確認）</li> </ul>
建設業許 可 (D)	D01 建設業許可通知書	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>申請日時点で入札参加資格付与を希望する業種の建設業許可を得ていること</u></li> <li>・ 一部自治体が付与する少額工事の入札参加資格のみ希望する場合は提出不要</li> </ul>
	D02 「建設業許可申請書」及び「営 業所一覧表（別紙二）」等の 最新の営業所の許可状況を確認できるもの	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加資格付与を希望する営業所において、資格付与希望業種の建設業許可を得ていること</li> <li>・ 一部自治体が付与する少額工事の入札参加資格のみ希望する場合は提出不要</li> </ul>

区分	審査書類	対象	要件等
経営事項 審査の状 況 (E)	E01 総合評定値通知書	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得を希望する業種の総合評定値（P点）が確認できること</li> <li>申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を経営事項審査基準日とするものであること</li> <li>一部自治体が付与する少額工事の入札参加資格のみ希望する場合は提出不要</li> </ul>
	E02 工事種類別完成工事高（総合評定値請求書 別紙一）	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度終了日直前2年間の事業年度毎における完成工事高が確認できる書類の提出が必要（計算基準が「3年平均」の場合、別表-2枚（前年分等）必要）</li> <li>一部自治体が付与する少額工事の入札参加資格のみ希望する場合は提出不要</li> </ul>
社会保 険・雇 用保 険の加 入状 況 (F)	F01 健康保険及び厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書等	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>「E01 総合評定通知書」において、加入の有無欄が「無」となっている場合は提出が必要（「有」、「除外」となっている場合は提出不要）</li> <li>加入義務がない場合は、「社会保険に加入義務がないことについての申出書（別添様式共工2号）」を必要な提出書類（様式に記載している要領参照のこと）とあわせて提出</li> </ul>
	F02 雇用保険の領収済通知書、労働保険 概算・確定保険料申告書等	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>※様式は電子化・圧縮は不要（提出書類確認表と合わせてエクセルのまま提出）</li> <li>※必要な添付書類は電子化・圧縮して提出</li> </ul>

### 【注意】

- 書類の提出漏れを防ぐため、必ず「共通審査事項提出書類確認表」でチェックを行ってください。
- 建設工事の申請においては、「提供サービス一覧」画面から印刷ができる「申請書・送付票」の送付は不要です。

## (2) 個別審査

自治体ごとに審査する項目の概要については下表のとおり。

個別審査項目については、各自治体が審査を行います。

**表 1-2-4 個別審査項目（建設工事）**

区分	自治体名	個別審査項目
県	長野県 ア	・ 県内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】
市	長野市 イ	・ 個別審査提出書類による審査(長野市税の未納がないこと等)【必須】
	松本市 ウ	・ 個別審査提出書類による審査(松本市税の未納がないこと等)【必須】
	上田市 エ	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 市内業者又は準市内業者の登録【任意】
	岡谷市 オ	・ 岡谷市内における地域貢献等の状況確認【該当の場合】 ・ 市税の納税状況（滞納がないこと）の確認【該当の場合】
	飯田市 カ	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 市内本店及び営業所等のある業者の市町村税納税状況審査【必須】
	諏訪市 キ	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 納税状況の確認、使用印鑑の登録【必須】
	須坂市 ク	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 須坂市に納税義務がある場合は市税の完納証明書の写し【必須】
	小諸市 ケ	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【該当者必須】 ・ 小諸市税の納税状況確認【該当者必須】 ・ 印鑑証明書【必須】及び使用印鑑届【該当者必須】の確認 ・ 技術者名簿の確認【必須】
	伊那市 コ	・ 市税納付状況、使用印鑑届の確認【必須】 ・ 市内支店・営業所の開設年数【必須】 ・ 納付状況閲覧の同意【必須】
	駒ヶ根市 サ	・ 長野県への登録の有無、使用印鑑届【必須】 ・ 市税の完納状況、使用印鑑届【該当する場合】
	中野市 シ	・ 納税証明書（中野市に納税義務がある者は不用）【該当する場合】 ・ 少額工事等入札参加資格申請書【任意】
	大町市 ス	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 納税状況の確認【必須】
	飯山市 セ	・ 納税状況の確認、使用印鑑の確認【必須】 ・ 本社（店）、委任先の所在地の確認【必須】
茅野市 ソ	・ 茅野市税の納税状況確認【該当者必須】 ・ 等級格付に係る新客観点項目の確認【市内本店業者必須】	

区分	自治体名	個別審査項目
	塩尻市 タ	・ 市内業者及び市内営業者に対する新客観点数への加点審査【任意】 ・ 市内業者及び市内営業者に対する納税状況の確認【必須】
	佐久市 チ	・ 印鑑証明書、技術者名簿、事業所の写真の確認【必須】 ・ 納税状況、使用印鑑届、資本関係及び役員兼任の確認【該当する場合】
	千曲市 ツ	・ 納税状況等の確認【必須】
	東御市 テ	・ 請負代金等の振込口座の情報の登録【任意】 ・ 市内業者に対する市税の納付状況の確認【必須】 ・ 市内業者に対する新客観点数への加点審査【任意】
	安曇野市 ト	・ 市内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 印鑑証明書【必須】及び使用印鑑届【該当者必須】の確認 ・ 市税の納税状況、技術者一覧、営業証明書の確認【該当者必須】
町村	南牧村 ナ	・ 納税状況の確認【必須】
	軽井沢町ニ	・ 町内本店業者に対する資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 納税状況の確認【必須】
	立科町 ヌ	・ 技術者の確認、納税・納付状況の確認【必須】
	下諏訪町ネ	・ 資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 納税状況の確認【必須】
	富士見町ノ	・ 納税状況の確認【必須】
	原村 ハ	・ 資格総合点数への加点審査【任意】 ・ 納税状況の確認【必須】
	箕輪町 ヒ	・ 納税状況の確認【必須】
	飯島町 フ	・ 技術者の確認、使用印鑑届の確認【必須】 ・ 飯島町税の納税状況確認【該当者必須】
	南箕輪村ハ	・ 技術者経歴、納税状況の確認、使用印鑑届等
	宮田村 ホ	・ 個別審査なし
	松川町 マ	・ 納税状況の確認【必須】
	高森町 ミ	・ 納税状況の確認【必須】
	阿南町 ム	・ 納税状況の確認【必須】
	白馬村 メ	・ 個別審査なし
坂城町 モ	・ 納税状況の確認【必須】	

## ア. 長野県の個別審査

県の建設工事入札参加資格については、「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」と「主観的事項（信州企業評価項目）」の審査結果を点数化し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与しています。

なお、「主観的事項（信州企業評価項目）」の加対象者は、長野県内に本店を有する申請者です。

【参考：県建設工事入札参加資格総合点数の算出】

資格総合点数 = 客観的事項（総合評定値：P点） + 「主観的事項（信州企業評価項目）」

※信州企業評価項目は各建設業者の客観的事項の総合評定値の25%を限度として加点

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

県個別審査項目（信州企業評価項目）の審査基準及び提出書類は下表のとおり。

加点を得たい項目をシステムで選択の上、要件を満たすことを示す書類を提出してください。

なお、「工事成績」及び「優良工事等表彰」については、土木一式、とび・土木・コンクリート、舗装の3業種のみに加点されます。

表 1-2-ア1 長野県の個別審査項目及び提出資料等（建設工事）

信州企業評価項目審査基準等（注意：資格審査基準日は、表1-1-2を参照）			
	項目	加点内容	提出書類
技術力 (a)	工事成績 *1	資格審査基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る長野県発注工事の工事成績平均点に応じ加（減）点 【加（減）点 = (工事成績平均点 - 65点) × 3.5】	不要（県資料と照合） ※システム入力も無し
	優良工事等表彰 *1 *2	資格審査基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を受けた場合に加点 【表彰1回につき10点（最大30点）】	表彰状の写し
	民間資格等取得資格数 *3	資格審査基準日及び申請日において、雇用する技術者が経営事項審査に反映されない資格を有している場合に加点 【技術者が有する1資格につき1点（上限30点）】	経営事項審査に反映されない資格の取得状況調（様式第1号）
	ICT活用工事実績	資格審査基準日直前2年間において、ICT活用工事（国及び県発注工事）の実績がある場合に加点 【1件につき5点（最大15点）】	・国発注工事は、コリンズの「登録内容確認書」 ・長野県発注工事は、「工事成績評定通知書」
雇用環境 (b)	休業制度利用実績（育児及び介護休業）	資格審査基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合に加点 ※申請までに退職した者は対象外 【5点（男性含む場合、更に+5点）（最大10点）】	育児・介護休業給付金関連で休業取得が確認できる書類（支給決定通知書等）
	ワーク・ライフ・バランス1	資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合に加点 【3点】	登録証の写し
	ワーク・ライフ・バランス2	資格審査基準日において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証を受けている場合に加点 *4 【1コース認証につき5点（最大15点）】	認証書の写し

信州企業評価項目審査基準等（注意：資格審査基準日は、表1-1-2を参照）			
項目	加点内容	提出書類	
雇用環境 (b)	労働安全衛生	資格審査基準日において、ISO45001、COHSMSのいずれかを取得している場合に加点 【15点】	登録証・認定証の写し
	労働災害防止団体での活動	資格審査基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動がある場合に加点 【5点】	活動証明書
	新規学卒者の採用	資格審査基準日直前4年間において、新規学卒者の社員採用がある場合に加点 ※申請までに退職した者は対象外 【5点（技術職を含む場合は更に10点）（最大15点）】	新規学卒者雇用状況調（様式第2号）
	女性技術者雇用 *5	資格審査基準日及び申請日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合に加点 【5点】	主任技術者となる資格を有する女性技術者の雇用状況調（様式第3号）
	障がい者雇用	資格審査基準日直前の6月1日において、障害者雇用促進法43条第1項の規定に基づく「法定雇用」を達成している場合、又は資格審査基準日において、雇用義務のない者が障がい者を1人（雇用率制度に準じた算定）以上雇用している場合に加点 【10点】	雇用義務のある者： 公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書 雇用義務のない者： 障がい者雇用状況調（様式第4号）
	技術者の賃金支払い形態 *6	資格審査基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により加算 【50%以上 80未満：6点、80%以上：10点】	技能労働者の賃金支払形態調（様式第5号）
	週休二日等休日に関する制度 *7	資格審査基準日において、4週8休制（年間休日120日以上）を導入している場合に加点 【15点】	・ 本社の就業規則 ・ 就業規則で具体的な日を定めていない場合は休日カレンダーなど休日数が確認できるもの
社会的責任・貢献 (c)	環境配慮 1	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合に加点（策定義務者は加算対象外） 【10点】	事業活動温暖化対策計画書審査完了通知書
	環境配慮 2	資格審査基準日において、ISO14001、エコアクション 21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）のいずれかの認証登録を受けている場合に加点 【7点】	登録証・認定証の写し
	県産業廃棄物3R実践協定	資格審査基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合に加点（排出事業者（建設業）） 【10点】	協定書の写し
	県SDGs推進企業登録	資格審査基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合に加点 【10点】	登録証の写し
	消防団協力事業所表示	資格審査基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合に加点	登録証、知事表彰の写し

信州企業評価項目審査基準等（注意：資格審査基準日は、表1-1-2を参照）		
項目	加点内容	提出書類
制度登録	【10点（知事表彰受賞の場合は更に+5点）（最大15点）】	
法務省の協力雇用主の登録	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合に加点 【3点】	長野保護観察所が発行する登録証明書の写し
入札参加停止	資格審査基準日直前2年間において、県から建設工事等入札参加資格の停止措置を受けている場合に減点 【停止月数×（-10）点（最大15点の減点）】	不要（県資料と照合） ※システム入力も無し

- \*1 土木一式、とび・土木・コンクリート、舗装の3業種のみに加算
- \*2 個人表彰は除きます。ただし、個人表彰ではありますが、建設マスター及び建設ジュニアマスターは加算の対象とします（設計等の業務に関する表彰は対象外）。また、表彰等には感謝状は含みません。
- \*3 正社員以外（契約社員、派遣社員、アルバイト、非常勤役員、下請者等）は、加算対象外です。  
また、対象となる業種の入札参加資格を取得しないと加算しません。
- \*4 資格審査基準日以前に認証に係る申請書等を県に提出したことが確認できる場合に限り、認証の日が資格審査基準日の翌日であっても加算の対象とします。
- \*5 直接雇用ではない派遣従業員、役員等の雇用する側の者は加算対象とすることができません。  
（雇用型執行役員は対象となることがあります。）
- \*6 あらかじめ給与の月額を定めているが、欠勤・遅刻・早退をした場合に、その分の基本給又は手当が差し引かれる形態（いわゆる「日給月給制」や「月給日給制」）は加算対象外です。
- \*7 加算対象は、曜日及び週を固定した休日が4週に8日あり、かつ祝日法に規定する休日を休日としており、かつ年末年始に2日以上の日があることをいいます。なお、休日カレンダーを提出する場合は、資格審査基準日を含む1年間の休日数を確認できるものを提出してください。

## (イ) 留意事項

### ● 確認表の提出と提出書類データの名称設定

書類の提出漏れ・審査漏れを防ぐため、「信州企業評価項目に係る提出書類確認表」を提出してください。（加算を希望しない申請者及び長野県外本店申請者は提出不要）

また、提出書類には上記確認表に記載されている記号をファイル名称に付してください。

【例：a01\_R6〇〇地方整備局長優良工事表彰状.pdf】

### ● 審査結果の通知

入札参加資格があると認められた場合は、申請担当者あてへメールにより通知します。また、県公式サイトにおいて、資格者一覧表（名簿）を公表します。

### ● 信州企業評価項目の加点状況の公表

資格付与後に、申請者ごとの加点項目が確認できる一覧表を県公式サイトで公表します。

### ● その他

申請内容に虚偽があると認められる場合は、入札参加資格を停止します。

## イ. 長野市の個別審査

長野市の個別審査は以下のとおりです。なお、小規模工事等の資格申請は「1.3 少額工事等の申請」を参照してください。【完成工事高（経審以外の業種 直近3年分）の入力は不要】

### (ア) 入札参加資格付与の申請者の要件

長野市の資格付与要件は、共同受付窓口で審査する。表 1-1-4「自治体間共通の入札参加資格付与に係る要件（建設工事）」のほか下記のとおりです

**表 1-2-1 長野市の入札参加資格付与の申請要件（建設工事）**

項目番号	要件
1	申請書提出日の属する年度の長野市税並びにその他長野市に納付すべき使用料及び手数料等について、未納がない者であること
2	経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
3	営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること

(注) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消することがあります。

### (イ) 個別審査の提出書類

長野市への個別審査提出書類は、下表のとおりです。

長野市への令和7・8・9年度建設工事競争入札(見積)参加資格がない者は、新規申請者として電子化したファイルごとに下表の書類番号と書類名称に記載された名称を設定してください。

**表 1-2-12 長野市の個別審査提出書類（建設工事）**

書類 No.	提出書類等	対象	要件等
1	長野市個別審査事項提出書類確認表（建設工事）	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下 書類No.2～10の提出する書類に提出の有無を入力し、商号又は名称を付したファイル名で保存（例：ながの建設_長野市個別審査事項提出書類確認表（建設工事）.xlsx）</li> <li><b>ファイル拡張子はエクセル（xlsx）のまま提出</b></li> </ul>
2	長野市税の納税証明書（未納のない証明） ・長野市での課税が該当する場合に提出してください。	該当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>（長野市税の納税証明書は、長野市財政部収納課又は各支所で発行）</li> </ul>

書類 No.	提出書類等	対象	要件等
3	印鑑証明書	新規 申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>ア 法人の場合には、法務局が発行</li> <li>イ 個人の場合には、住所地の市町村長が発行</li> <li>ウ 個人で長野市に住民票がある場合には、長野市役所 地域・市民生活部市民窓口課又は各支所で申請してください。本人又は代理人いずれの場合も、登録者の印鑑登録手帳（印鑑手帳）を必ず持参してください。代理人が請求する場合には、登録者本人の住所、氏名及び生年月日を申請書に記載する必要があります</li> </ul>
4	使用印鑑届	新規 申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社登録印（実印）と使用印鑑が同じ場合であっても、本社登録印(実印)、使用印及び代表者欄の3箇所すべてに本社登録印（実印）を押印して提出 （確認の必要があり提示・提出を求めることがありますので、PDFとして提出する原本を保管してください）</li> </ul>
5	営業証明書 ・共通審査において、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。	個人の 申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>ア 住所地の市町村長が発行</li> <li>イ 長野市に住民票がある場合には、長野市役所 財政部市民税課又は各支所で発行</li> </ul>
6	<b>財務諸表</b> ・共通審査において、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。	該当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」を添付できない者は、法人については、決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等一式）を、個人については、確定申告の収支計算書を提出</li> </ul>
7	<b>長野県登録証等の写し</b> （「電気工事」又は「解体工事」） <b>長野県の登録証、登録通知、県への届出申請書（受付番号入り）のいずれか</b>	市内事業者の 該当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業者で下記に該当する場合</li> <li>・「電気工事」について建設業許可の無い者が登録を希望する場合</li> <li>・「解体工事」について「土木一式」、「建築一式」、「解体工事」の3工事のいずれの建設業許可の無い者が登録を希望する場合</li> </ul>

書類 No.	提出書類等	対象	要件等
8	希望業種届	該当者	<p>・ 経営事項審査を受審した工種（総合評定値（P）有）で、直前2年間の事業年度のうち、1年度のみが完成工事高がない工種（業種）の入札参加を希望する事業者</p> <p>※「長野市の少額工事等の資格申請」の下記の項を参照ください</p> <p>1.3. 少額工事（小規模取引）等の資格申請（建設工事）</p> <p>イ. 長野市の少額工事等の資格申請</p> <p>（イ） 経営事項審査を受審していない工種（業種）等の申請 表1-3-13</p>
9	資本関係及び役員兼任に関する調書	該当者	<p>・ 長野市の建設工事、測量等競争入札（見積）参加資格審査申請する者の中で、会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社及び親会社に該当する場合又は役員（非常勤も含む）が他社の役員を兼任している場合に提出</p>
10	債権者登録申請書兼口座振替依頼書（新規・変更・廃止）	新規申請者	<p>・ 工事請負代金等を振込む金融機関の口座情報を登録するため、記入要領に基づいて作成の上、提出</p>

## (7) 留意事項

### ● 不備連絡

申請書類の不足又は記載事項に不備等があった場合には、契約課から補正を依頼することがあります。その場合は指示された期間内に必ず補正を行ってください。補正が完了しない場合には、申請書を受理することができなくなり、入札参加資格の認定を受けることができません。

また、本申請は、長野市上下水道局発注の工事等にも適用します。

### ● 審査結果の通知

資格審査申請書の内容審査後、入札参加資格があると認められた者については、資格有効期間の始期頃に「入札（見積）参加資格認定通知書」を申請者あてに送付する予定です。

## ウ. 松本市の個別審査

松本市に入札参加資格申請をする場合は、下記書類の提出をお願いいたします。なお、小規模工事の資格申請は「1.3 少額工事の申請」を参照してください。

### (ア) 入札参加資格付与の申請者の要件

松本市の資格付与要件は、共同受付窓口で審査する表 1-1-4「自治体間共通の入札参加資格付与に係る要件（建設工事）」のほか下記のとおりです。

**表 1-2-ウ1 松本市の入札参加資格付与の申請要件（建設工事）**

項目番号	要件
1	市税（松本市に納税義務がある場合に限る）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと

（注）申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消すことがあります。

### (イ) 個別添付書類一覧

**表 1-2-ウ2 松本市の個別審査提出書類（建設工事）**

※◎は必ず提出。○は該当する場合のみ提出。

提出書類		法人	個人	提出要領
所定書式	工事（業務）経歴書 【様式第2号】	◎	◎	直前2か年の各営業年度における工事経歴書 ※国・県等の様式の場合、松本市の様式を上にして「別紙のとおり」と記入してください。 <u>ファイル拡張子はエクセル（xlsx）のまま提出</u>
	技術者経歴書 【様式第3号】	◎	◎	※国・県等の様式の場合、松本市の様式を上にして「別紙のとおり」と記入してください。 <u>ファイル拡張子はエクセル（xlsx）のまま提出</u>
	使用印鑑届 【様式第4号】	◎	◎	・本社登録印（実印）と使用印鑑が同じ場合であっても、本社登録印（実印）、使用印及び代表者欄の3箇所すべてに本社登録印（実印）を押印して提出 （確認の必要があり提示・提出を求めることがありますので、PDFとして提出する原本を保管してください）
証明書類	納税証明書 （松本市の市税）	○	○	松本市に納税義務がある場合のみ <u>滞納がない証明書</u> ※発行日が申請日前3か月以内であること

提出書類		法人	個人	提出要領
	印鑑証明書	◎	◎	法人：法務局が交付したもの 個人：市区町村が交付したもの ※発行日が申請日前3か月以内であること
	財務諸表の写し  ※共通審査において、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。	○	○	「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できない者は以下を提出  法人：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 個人：事業税等（青色申告決算書又は収支内訳書等）、損益計算書、資産負債調及び減価償却費の計算書

**(7) 留意事項**

● **工事（業務）経歴書及び技術者経歴書について**

「工事（業務）経歴書」及び「技術者経歴書」は、各様式記載の記載要領を参照のうえ作成してください。

● **使用印鑑届について**

「使用印鑑」の欄は、入札、見積、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。なお、委任先の支店等で入札、見積、契約の締結等をするときは、支店等で使用する印鑑を押印してください。

使用印鑑は代表者印、役職印、個人印等を使用してください。社印のみは不可とします。

※ スタンプタイプの簡易印鑑（ゴム印等）は使用印鑑とすることができません

● **松本市税の納税証明書（滞納がない証明書）の交付請求について**

- ① 証明書交付窓口は、松本市役所市民課、各支所・出張所、総合社会福祉センターです。
- ② 交付申請の際に必要な書類は次のとおりです。

区分	窓口にお見えになる方	必要書類
法人の場合	代表者又は社員	①交付申請書②社員証等(保険証可)関係の証明できる書類
	代理人（上記以外の方）	①交付申請書②委任状
個人の場合	本人又は同居の家族	①交付申請書
	代理人（上記以外の方）	①交付申請書②委任状

③ 法人の場合、次の点にご注意ください。

- ・ 交付申請書及び委任状には、代表者印（法務局登録印）を押印してください。
- ・ 社員であっても、社員証等が提示できない場合は、委任状の提出が必要です。
- ・ 代表者の家族等が申請する場合でも、社員証等の提示がない場合、委任状の提出が必要です。

④ 証明手数料は、1通300円です。

- ⑤ 納税証明書（滞納がない証明書）は、証明日現在で全ての市税に滞納がないことを条件に交付されます。
- ⑥ 市税の納付後、市で納付確認ができるまでに3～10日程かかります。市税を納付後、概ね10日以内に証明をお取りいただく際は、速やかに証明書の発行ができるよう、領収書をお持ちいただくようにお願いします。また、口座振替の納付確認には3日程かかりますので、納期限後3日以内に証明書をお取りいただく際は、口座振替後に記帳された通帳をお持ちいただくようにお願いします。

● **印鑑登録証明書（個人事業者）の交付請求について**

- ア 証明書交付窓口は、松本市役所市民課、各支所・出張所、総合社会福祉センターです。
- イ 松本市役所東庁舎入口及び総合社会福祉センターに設置していた自動交付機は、稼働を終了しています。

● **財務諸表の写しについて**

「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できない者は以下を提出してください。なお、共通審査において、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。

法人の場合：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

個人の場合：事業税等（青色申告決算書又は収支内訳書等）、損益計算書、資産負債調及び減価償却費の計算書

● **不備連絡**

申請書類の不足又は記載事項に不備があった場合は、契約管財課から補正を依頼することがあります。その場合は指示された期間内に必ず補正をおこなってください。補正が完了しない場合は、入札参加資格審査の受付は行いません。

また、本申請は、松本市上下水道局等が発注する案件にも適用します。

● **松本市建設工事入札制度合理化対策要綱第6条第2項に基づく総合評定値の運用**

長野県の入札参加資格を有している県内本店業者については、県で登録のある工種の資格総合点数に限り、当該点数を本市の入札参加資格を有している同工種の総合評定値とみなすものとする。

（例1）

長野県に「土木一式」・「とび・土工・コンクリート」・「舗装」いずれかの工種で入札参加資格を有しているが、本市には「土木一式」のみの登録の場合

→上記3工種で付された県の新客観点数を本市登録の「土木一式」の総合評定値（P点）に加算した合計点数を総合評定値とする。

（例2）

長野県には「土木一式」のみの工種で入札参加資格を有しているが、本市には「土木一式」・「とび・土工・コンクリート」・「舗装」の登録がある場合

→上記「土木一式」で付された県の新客観点数を本市登録の「土木一式」のみ総合評定値（P点）に加算した合計点数を総合評定値とする。

- **審査結果について**

入札参加資格を認定した場合は、「建設工事・建設コンサルタント供給等入札参加資格者名簿」への掲載をもって認定通知とします。

## Ⅰ. 上田市の個別審査

上田市の建設工事入札参加資格は、工種ごと、「客観点（経営事項審査の総合評定値）」に「主観点」を加えた「総合点」を算出し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

なお、主観点の加減対象者は、市内業者のみとし、客観点の25%を限度として加減点します。

また、市内業者又は準市内業者の登録を希望する事業者は、完納証明書等の書類が必要となりますので、必要な書類を添付して提出してください。

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

上田市建設工事入札参加資格に係る主観点評価項目の内容は、表 1-2-Ⅰ 1 のとおり。

また、主観点評価項目の加点申請については、表 1-2-Ⅰ 2 を参照してください。

なお、工事成績等及び地域貢献（除融雪、水道故障）については、上田市が管理する情報から算出するため、申請は不要ですが、地域貢献（ボランティア活動）については、申告書の提出が必要です。

**表 1-2-Ⅰ 1 上田市の主観点評価項目の内容**

項目		加点内容
工 事 成 績 等	工事成績	令和4・5・6年度内にしゅん工した工事の評定点の平均点（小数点以下切り捨て）に応じ、加減点する（上下限なし）。 （例）平均点80点の場合： $(80 - 65) \times 2 = 30$ 点 （例）平均点60点の場合： $(60 - 65) \times 4 = \Delta 20$ 点
	優良建設工事表彰	令和4・5・6年度における上田市優良建設工事表彰 【表彰1件につき10点（上限なし）】
	都市景観賞表彰	令和4・5・6年度における上田市都市景観賞表彰 【表彰1件につき5点（上限なし）】
	入札参加停止措置	令和4・5・6年度における入札参加停止措置 【停止期間1月につき $\Delta 10$ 点（下限なし）】
地 域 貢 献	除融雪	令和4・5・6年度における上田市の除融雪業務受託者（指定路線契約者に限る） 【除雪：1年度につき15点（上限45点）】 【融雪剤散布：1年度につき10点（上限30点）】
	水道故障	令和4・5・6年度における水道故障修理待機業務の受託者 【宅内：1年度につき5点（上限15点）】 【公道：1年度につき10点（上限30点）】
	ボランティア活動	基準日直前3年間におけるボランティア等の地域貢献活動 【ボランティア活動1日につき1点（上限10点）】
環 境 配 慮	エコアクション21	基準日における「エコアクション21」の認証取得者（ISO14000認定者は対象外） 【5点】
	長野県産業廃棄物3R実践協定	基準日における「長野県産業廃棄物3R実践協定」の締結者 【10点】
労 働	新規学卒者の社員採用	基準日直前4年間における新規学卒者の社員を採用している者 【一般職は5点、技術職は10点（上限10点）】

項目		加点内容
環境	女性技術者の社員雇用	基準日における主任技術者になりうる女性技術者を社員雇用している者 【10点】
	労働安全衛生マネジメントシステム	基準日における労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS（NEW COHSMS、Compact COHSMS））の認証取得者 【10点】
	育児及び介護休業	基準日直前4年間に育児又は介護休業等を20日以上取得した実績のある者 【取得実績ありは5点、男性の取得実績ありは10点（上限10点）】
	ワーク・ライフ・バランス	基準日における長野県の「社員の子育て応援宣言！」の登録企業、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業 【社員の子育て応援宣言5点、職場いきいきアドバンスカンパニー1コース認証につき5点（上限20点）】
	建設キャリアアップシステム	基準日における建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録者 【10点】
社会貢献	長野県SDGs推進企業登録制度	基準日における長野県SDGs推進企業登録制度の登録者 【10点】
	上田市消防団協力事業所表示制度	基準日における上田市消防団協力事業所表示制度の登録者 【10点】
	法務省の協力雇用主	基準日における法務省の「協力雇用主」の登録業者 【10点】
	障がい者雇用	基準日直前の6月1日現在における障がい者の法定雇用率の達成者 【10点】

**表 1-2-I2 上田市の個別申請事項に対する説明（建設工事）**

項目		申請方法
環境	エコアクション21	基準日において、「エコアクション21」を認証取得（ISO14000認定者は対象外）している場合は、「認定取得あり」を選択する。
	長野県産業廃棄物3R実践協定	基準日において、「長野県産業廃棄物3R実践協定」を締結している場合は、「締結あり」を選択する。
労働環境	新規学卒者の採用	基準日直前4年間に、新規学卒者の社員を採用しており、事務職や営業職などの一般職を採用している場合は、「一般職採用あり」をチェックし、技術職を採用している場合は、「技術職採用あり」をチェックする。 なお、一般職も技術職も採用している場合は、両方をチェックすること。
	女性技術者の雇用	基準日において、主任技術者になりうる女性技術者を社員雇用している場合は、「雇用あり」を選択する。
	労働安全衛生	基準日において、労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS（NEW COHSMS、Compact COHSMS））を認証取得している場合は、該当する項目を

項目		申請方法
		選択する。
	育児及び介護休業	基準日直前4年間において、育児又は介護休業等を20日以上取得した実績がある場合は、「取得実績あり」をチェックする。また、男性の取得実績がある場合は、「男性取得者あり」もチェックすること。
	ワーク・ライフ・バランス	基準日において、長野県の「社員の子育て応援宣言！」の登録企業となっている場合は、「社員の子育て応援宣言」をチェックし、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合は、該当する認証コースをチェックする。
	建設キャリアアップシステム	基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録している場合は、「登録あり」を選択する。
社会貢献	長野県SDGs推進企業登録制度の登録	基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合は、「登録あり」を選択する。
	上田市消防団協力事業所表示制度の登録	基準日において、上田市消防団協力事業所表示制度に登録している場合は、「登録あり」を選択する。
	協力雇用主の登録	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合は、「登録あり」を選択する。
	障がい者の雇用	基準日直前の6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定に基づく「法定雇用率」を達成している場合は、「法定雇用率を達成」を選択する。また、基準日において、雇用義務がない場合でも、障がい者を1人以上雇用している場合は、「法定義務がない場合でも障がい者雇用あり」を選択する。

**(イ) 個別審査の提出書類**

上田市への個別審査提出書類は、下表のとおりです。

市内業者又は準市内業者の登録を希望する事業者は、下表の提出書類が必要となります。

**表 1-2-I3 上田市の個別審査の提出書類（建設工事）**

提出書類		注意事項
納税状況	完納証明書（収納管理課発行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日が申請日前3か月以内であること。</li> <li>上田市税についての未納がないこと。</li> <li>個人事業者の場合は、代表者の完納証明書を提出してください。</li> <li>証明書の発行について、ご不明な点がありましたら、収納管理課（TEL：0268-23-5117）までお問い合わせください。</li> </ul>
	営業証明書（税務課発行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日が申請日前3か月以内であること。</li> <li>事業開始から1年を経過していないため、上田市の完納証明書が発行されない場合は、営業証明書を提出してください。</li> <li>証明書の発行について、ご不明な点がありましたら、税務課（TEL：0268-23-5169）までお問い合わせください。</li> </ul>

提出書類		注意事項
地域貢献	地域貢献ボランティア活動申告書	市内業者で、地域貢献の一環として、ボランティア活動を行っており、入札参加資格の主観点の加点を希望する事業者は、必ず提出してください。
営業所	準市内業者認定申請書	<p>上田市内に支店又は営業所を有しており、準市内業者の認定を希望する事業者は、必ず提出してください。</p> <p>【認定要件】</p> <p>1 事務所の形態</p> <p>(1) 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が設置されていること。</p> <p>(2) 事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。</p> <p>(3) 電子入札システムの利用者登録が支店等の名義で登録していること。</p> <p>(4) 建設工事にあつては、建設業法の規定により許可を受けた支店等であること。</p> <p>2 人的配置</p> <p>(1) 事務所に常駐職員が1名以上配置されていること。</p> <p>(2) 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任（本店及び他支店等との兼務不可）で配置されていること。</p> <p>3 連絡体制</p> <p>(1) 電話番号及びメールアドレスが支店等のものであること。</p> <p>(2) 常に連絡がとれる体制（常時不在転送の状態は不可）となっていること。</p>

## オ. 岡谷市の個別審査

- ・岡谷市では、共通審査に加えて次の項目を個別審査の対象とします。
- ・建設工事入札参加資格は、「客観点（経営事項審査の総合評定値）」に、岡谷市内における地域貢献等による「新客観点数」を足した「総合点」を算出し、点数に応じた工種ごとの格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

なお、新客観点数による加点については、岡谷市内に本店又は支店・営業所を有している者に限ります。

### (ア) 個別審査項目概要

**表 1-2-オ1 岡谷市の個別審査事項（建設工事）**

項目	内容	対象	備考
新客観点数	岡谷市内における地域貢献等の状況	岡谷市内に本店又は支店・営業所を有している者	岡谷市が審査 ※書類の提出は不要
市税の納税状況	滞納がないこと	岡谷市内に本店又は支店・営業所等を有している者	岡谷市が誓約事項（全申請種共通）により審査

## カ. 飯田市の個別審査

飯田市の入札参加資格付与に係る個別申請の要件、提出書類等については下記のとおりです。

### (ア) 個別審査項目の概要

飯田市内に本社（本店）を有する建設工事業者を対象に下記のとおり等級格付けを行います。等級格付けにあたっては、「県建設工事入札参加資格総合点数」に「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」を加えた資格総合点数により決定します。

また、飯田市内に本店又は営業所等がある法人は市町村税に未納がないことが必須条件となります。

### (イ) 個別審査の提出書類

飯田市の法人の提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-カ1 飯田市の法人の提出書類**

審査書類	要件等
市税完納証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>・法人登録が市外の場合は提出不要</li> </ul>
資本的又は人的関係調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本関係及び役員兼任のある系列会社がある場合に提出</li> </ul>

・市税完納証明書の発行については、飯田市公式ウェブサイトの「市税完納証明書」をご覧ください。

(URL : <http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/4/kannoushoumei.html>)

## キ. 諏訪市の個別審査

諏訪市の建設工事入札参加資格については、「客観点数（経営事項審査の総合評価値：P点）」と「新客観点数」の合計により資格総合点数を算出し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

なお、新客観点数の加点対象者は、諏訪市内に本店（支店等の本店扱い認定者を含む。）を有する申請者とします。

【参考：諏訪市建設工事入札参加 資格総合点数の算出】

$$\text{資格総合点数} = \text{客観点数} + \text{新客観点数}$$

（経営事項審査の総合評価値：P点）      （諏訪市内本店事業者のみ）

### (ア) 個別申請項目

令和7・8・9年度諏訪市建設工事入札参加資格に係る新客観点数の項目及び加点対象となる業種は下表のとおりです。

**表 1-2-キ1 諏訪市新客観点数の項目及び加点対象業種**

項目	加点対象業種
災害協定の締結者 ・災害時における応急措置に関する協定 ・災害時における下水道施設の応急措置に関する協定 ・災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
ISO9000シリーズ認証取得者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
諏訪市消防団協力事業者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
法務省「協力雇用主」の登録事業者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
建設キャリアアップシステム（CCUS）登録事業者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
除雪・融雪協力事業者	土木一式／舗装
元請完成工事高1億円以上	土木一式
1級技術者5人以上	土木一式
緊急漏水・漏湯修理協力事業者	水道施設
緊急時対応協力事業者	機械器具設置
過去2年間に諏訪市水道局発注工事の実績を有する者	機械器具設置
工事成績評定 （令和4年～令和6年の平均評定）	土木一式／建築一式／管／舗装／解体／水道施設／機械器具設置

**(イ) 申請事項について**

表1-2-キ1に掲げる項目の加点申請は「ながの入札参加資格共同受付サービス」により行ってください。  
申請内容の入力にあたっては別紙システム操作マニュアルのほか、下表を参照してください。

※諏訪市内に本店（支店等の本店扱い認定者を含む。）を有する申請者以外は入力不要です。

**表 1-2-キ2 個別申請事項に対する説明（建設工事／諏訪市）**

項目	申請方法
災害協定の締結者 ・災害時における応急措置に関する協定 ・災害時における下水道施設の応急措置に関する協定 ・災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定	資格審査基準日において、諏訪市との災害協定を締結している場合は「締結している」を選択
I S O 9 0 0 0 シリーズ認証取得者	資格審査基準日において、I S O 9 0 0 0 シリーズ認証を取得している場合は「認証済み」を選択
諏訪市消防団協力事業者	資格審査基準日において、諏訪市消防団協力事業者となっている場合は「協力事業者である」を選択
法務省「協力雇用主」の登録事業者	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合は「登録している」を選択
建設キャリアアップシステム（CCUS）登録事業者	資格審査基準日において、建設キャリアアップシステムへ登録している場合は「登録している」を選択
除雪・融雪協力事業者	資格審査基準日において、諏訪市除雪・融雪協力事業者となっている場合は「協力事業者である」を選択
元請完成工事高1億円以上	経営事項審査情報から加点処理を行うため、申請は不要
1級技術者5人以上	経営事項審査情報から加点処理を行うため、申請は不要
緊急漏水・漏湯修理協力事業者	資格審査基準日において、諏訪市水道局緊急漏水・漏湯修理協力事業者となっている場合は「協力事業者である」を選択
緊急時対応協力事業者	資格審査基準日において、諏訪市水道局緊急時対応協力事業者となっている場合は「協力事業者である」を選択
過去2年間に諏訪市水道局発注工事の実績を有する者	資格審査基準日直前2年間において、諏訪市水道局が発注した工事の元請施工実績を有する場合は「有り」を選択
工事成績評定 (令和4年～令和6年の平均評定)	諏訪市が管理する情報から加点処理を行うため、申請は不要

**(ウ) 提出書類について**

個別審査を行う諏訪市への提出書類は下表のとおりです。

申請入力画面「7 添付ファイル登録」において、必要な書類を添付して提出してください。

※使用印鑑届は、全ての申請者が提出してください。

※未納税額のない証明は、諏訪市内に事業所を有する申請者が提出してください。

**表 1-2-キ3 個別審査の提出資料（建設工事／諏訪市）**

項目	提出書類
契約締結等に用いる使用印鑑の登録	使用印鑑届
諏訪市税の滞納がないことの確認	申請日を基準に3か月以内に諏訪市役所税務課で交付された「未納税額のない証明」 ※諏訪市内に本店又は支店等の事業所を有する事業者のみ提出。諏訪市に納税義務がない事業者は提出不要。
災害協定の締結者 ・災害時における応急措置に関する協定 ・災害時における下水道施設の応急措置に関する協定 ・災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定	不要（諏訪市資料と照合）
I S O 9 0 0 0 シリーズ認証取得者	I S O 9 0 0 0 シリーズ認証の写し
諏訪市消防団協力事業者	不要（諏訪市資料と照合）
法務省「協力雇用主」の登録事業者	長野保護観察所が発行する登録証明書の写し
建設キャリアアップシステム（CCUS）登録事業者	建設キャリアアップシステムの事業者登録が確認できる書類の写し、建設キャリアアップシステムの登録状況を記載した技能者一覧表の写し
除雪・融雪協力事業者	不要（諏訪市資料と照合）
元請完成工事高1億円以上	不要（経営事項審査情報と照合）
1級技術者5人以上	不要（経営事項審査情報と照合）
緊急漏水・漏湯修理協力事業者	不要（諏訪市資料と照合）
緊急時対応協力事業者	不要（諏訪市資料と照合）
過去2年間に諏訪市水道局発注工事の実績を有する者	不要（諏訪市資料と照合）
工事成績評定 （令和4年～令和6年の平均評定）	不要（諏訪市資料と照合）

## ク. 須坂市の個別審査

須坂市の個別審査提出書類等は以下のとおりです。

### (ア) 個別審査の提出書類

表 1-2-ク 1 須坂市の個別審査提出書類（建設工事）

提出書類等	対象者	概要等
市税の完納証明書の写し	須坂市に納税義務がある者	【必須】 ※ 1 須坂市役所税務課管理係へ請求すること（別途手数料がかかる） ※ 2 税目は、すべての市税について確認する。 ※ 3 市税の納付又は口座振替後、10日以内に証明書を請求する場合は、納付が確認できる領収書又は口座振替後に記帳した通帳を持参すること なお、インターネットバンキング等による電子納税を利用しており領収書が持参できない場合は、その旨窓口申し出ること ※ 4 「須坂市の入札参加資格審査の申請に使う」と必ず窓口で伝えること ※ 5 入札参加資格審査申請日前3ヵ月以内に発行されたものであること
年間委任状【様式4】	<u>須坂市内本店事業者</u> （入札参加資格審査申請日において本店扱い認定を受けている事業者含む）	【任意】
建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項に関する書類【様式1-1】	<u>須坂市内本店事業者</u>	【任意】 2025-27年度 須坂市建設工事入札参加資格審査（定期審査）に係る主観的事項に関する申告書の希望箇所に○を記入すること【様式1-1】 表1-2-ク2の該当書類を合わせて提出すること

※ファイル拡張子はエクセルのまま提出してください。

### (イ) 個別審査項目と審査基準等

建設工事の種類ごとに資格総合評点を算出し格付けを行います。

資格総合評点の算出方法は、次のとおりです。なお、主観点数の加対象者は、須坂市内に本店を有する建設業者とし、主観点数の合計点数は、経営事項審査の総合評定値の25%を上限として加点します。

$$\text{資格総合評点} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

(経営事項審査の総合評定値)                      (須坂市内本店業者のみ)

須坂市県個別審査項目の審査基準及び提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ク2 須坂市の個別審査項目及び提出資料等（建設工事）**

項目		項目	加点内容	提出書類
技術力	工事成績	資格審査基準日の直前2年間の工事ごとの工事成績の判定（須坂市発注工事が対象） A判定：10点 B判定：5点 C判定：0点 D判定：-5点 E判定：-10点		不要（須坂市資料と照合）
	災害復旧協定	資格審査基準日において須坂市と次に掲げる災害復旧協定を締結している場合（重複加点はしない） ア 災害時における復旧協力に関する協定（須坂市建設業協会の会員であること）：10点加点 イ 災害その他緊急時における出動協力に関する協定（須坂市水道工事協同組合の組合員であること）：10点加点 ウ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定（長野県電気工事業工業組合須高地区の組合員であること）：10点加点		不要（須坂市資料と照合）
地域貢献	除雪業務・排雪業務	資格審査基準日の直前2年間において須坂市と除雪業務及び排雪業務の委託契約を締結している場合 ア 道路除雪業務委託契約（自社保有機材・リース機械使用）の場合：1年間につき20点加点 イ 道路除雪業務委託契約（須坂市からの貸与機械を使用）の場合：1年間につき10点加点 ウ 排雪業務委託契約の場合：1年間につき5点加点		不要（須坂市資料と照合）
	休業制度	資格審査基準日において次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定かつ育児・介護休暇法に規定する休暇等制度が就業規則に規定している場合：10点加点 資格審査基準日の直前4年間に育児又は介護休暇を20日以上取得している社員がいる場合：5点加点 ※取得者に男性を含む場合、人数にかかわらず更に5点加点		①労働局に受領された一般事業主行動計画策定届出の写し ②上記一般事業主行動計画書の写し ③就業規則の写し 育児・介護休業給付金関連書類の写し
雇用環境	キャリアアップ	基準日において建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合：事業者登録で10点、技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、更に次のとおり加点：10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点		①事業者登録の確認ができる書類 ②技能者一覧表【様式1-4】
	ワーク・ライフ・バランス	資格審査基準日（又は申請日）において「社員の子育て応援宣言」の登録をしている場合：3点加点 ※登録企業であって資格審査基準日（又は申請日）において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受け		登録証・認証書の写し

項目			
項目	加点内容	提出書類	
	ている場合加点【1コースにつき5点（最大15点）】		
労働安全衛生	資格審査基準日において労働安全衛生マネジメント（ISO45001）又は労働安全衛生マネジメントシステム〔COHSMS（NEW COHSMS、Compact COHSMS）〕を認証取得している場合：15点加点	認証の写し	
	資格審査基準日の属する年度の前年度において労働災害防止団体法第8条に規定する労働災害防止団体での活動をしている場合：5点加点	活動証明書の写し	
若年者雇用	資格審査基準日の直前4年間に新規卒業者（卒業後3年以内で、就業経験の有無は問わない）を採用している場合：5点加点 ※採用した社員に技術者（資格・経験の有無は問わない）がいる場合、更に10点加点	①卒業証書の写し ②採用した社員が技術職員として雇用していることが確認できる書類の写し（社員名簿等の写し）	
女性活躍	資格審査基準日において法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者を社員雇用している場合：5点加点	①女性技術者職員調書【様式1-2】 ②資格者証の写し	
障がい者雇用	ア 資格審査基準日の直前の6月1日において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定に基づき、障がい者の雇用義務を有する建設業者が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合：10点加点	①公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書の写し ②雇用証明 ③身障者手帳等の写し	
	イ ア以外の建設業者が、資格審査基準日において障がい者を雇用している場合：10点加点	①障がい者雇用状況調書【様式1-3】 ②雇用証明 ③身障者手帳等の写し	
雇用維持・安定雇用	基準日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合：技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点 ※「月給制」の定義には、給与の月額が定められており、欠勤・遅刻・早退をした場合に、その分の基本給又は手当が差し引かれるいわゆる「日給月給制」「月給日給制」は該当しない。	①労働基準監督署の受付印が押された就業規則 ②技能者一覧表【様式1-4】	
週休二日等休日制度	資格審査基準日（又は申請日）において週休2日等の休業制度が就業規則に規定している場合 ア 4週5休（又は年間休日82～93日）の休業制度が規定されている場合：3点加点 イ 4週6休（又は年間休日94～119日）の休業制度が規定されている場合：5点加点 ウ 4週8休（又は年間休日120日以上）の休業制度が規定されている場合：10点加点	就業規則の写し 就業規則で具体的な日を定めていない場合は休日カレンダーなど休日数が確認できるもの	
社会的	環境配慮	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合（策定義務者は加算対象外）：10点	事業活動温暖化対策計画書 審査完了通知書

項目			
項目	加点内容	提出書類	
責任 ・ 貢献		資格審査基準日において、ISO14001、エコアクション21のいずれかの認定登録を受けている：7点	登録証・認定証の写し
	産業廃棄物	資格審査基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合（排出事業者（建設業））：10点	協定書の写し
	SDGs	申請日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録：10点	登録証の写し
	防災	資格審査基準日において消防団協力事業所表示制度を実施している場合：10点加点 ※実施企業であって、資格審査基準日（又は申請日）において長野県消防団協力事業所知事表彰を受賞している場合、更に5点加点	表彰の写し等、受賞したことが分かる書類の写し
	協力雇用主	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合：3点	長野保護観察所が発行する登録証明書の写し
	入札参加停止	資格審査基準日の直前2年間において須坂市の指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていた場合：当該指名停止月数に－5点を乗じて得た点数（最大－15点）	不要（須坂市資料と照合）

(7) 留意事項

● 審査結果について

入札参加資格を認定した場合は、「建設工事等入札参加資格者名簿」への掲載をもって審査結果通知とする（資格者名簿は2025年6月1日公表予定）。入札参加資格を認定しなかった場合のみ、該当業者へ審査結果を通知する。

## ケ. 小諸市の個別審査

小諸市の建設工事入札参加資格については、「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」と「主観的事項（主観点数）」の審査結果を点数化し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

なお、「主観的事項（主観点数）」の加対象者は、小諸市内に本店を有する申請者であり、「経営事項審査の総合評定値：P点」の20%を限度として加点します。

【参考：小諸市建設工事入札参加資格総合点数の算出】

資格総合点数＝「客観的事項（総合評定値：P点）」＋「主観的事項（主観点数）」

※「主観的事項（主観点数）」は各建設業者の客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

小諸市建設工事入札参加資格に係る主観的事項（主観点数）の内容は、表 1-2-ケ 1 のとおり。

また、主観点評価項目の加点申請については、表 1-2-ケ 2 を参照してください。

表 1-2-ケ1 「主観的事項（主観点数）」項目の内容

項目		加点内容
工 事 成 績	工事成績評点	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日の間に竣工した工事のうち、翌年1月31日までに竣工検査が終了している工事の工事成績評点の工種ごとの平均点を「土・建・舗・水」の4業種に係る小諸市発注工事の工事成績平均点に応じ加（減）点 「土木一式」と「舗装」は同一工種として取り扱うこととする。 【加（減）点＝（工事成績平均点－65点）×5】
	優良工事表彰等	資格審査基準日の属する年度の前年度の工事において小諸市又は、小諸市以外の地方公共団体・公益法人からの優良工事表彰を受けた場合に加点【最大25点】 ・小諸市【20点】 ・他の地方公共団体・公益法人【5点】（1回のみとする。） 表彰された優良工事の工種のみを加対象とする。
経 営 意 欲	ISO9000シリーズ認証取得	資格審査基準日直後の1月1日においてISO9000シリーズ認証取得登録者【15点】
	環境対策	資格審査基準日直後の1月1日においてISO14000シリーズ認証取得登録者又はエコアクション21認証取得登録者（重複加点なし）【15点】
	働き方改革	資格審査基準日における「社員の子育て応援宣言」登録者【3点】 さらに、登録者のうち資格審査基準日における「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証者【7点】
	SDGsへの取り組み	資格審査基準日における長野県SDGs推進企業登録制度登録者【5点】
地 域 貢 献	障がい者雇用状況	資格審査基準日直後の1月1日現在において、障害者法定雇用率達成者、又は、障害者法定雇用義務はないが1人以上の障がい者を雇用している場合に加点。なお、ここでいう「障がい者」は、資格審査基準日直後の1月1日現在で有効な「身体障害者手帳（1級～6級）」、「療育手帳」、「精神保健福祉手帳」のいずれかを所持する者とする。【5点】

項目		加点内容
等	若年者雇用状況	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日の間に建設業に関する業務に携わる従業員（採用日現在35歳以下に限る。健康保険証により雇用を確認できるものに限る。）を新規雇用し、申請日現在引き続き雇用している場合に加点。なお、ここでいう「従業員」は、資格審査基準日直後の1月1日現在で有効な「健康保険証」等により雇用を証明できる者とする。 【5点】
	災害等緊急出動	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日までの間に、小諸市又は長野県の要請を受けて、休日、平日を問わず災害等による緊急出動した実績がある場合に加点（重複加点なし）【15点】 ・小諸市の要請による出動【15点】 実績については、発注担当課において災害時の緊急出動と認められたものに限る。 ・長野県の要請による出動【15点】 実績については、「土木施設小規模補修工事取扱要領」又は「道路業務における小規模維持補修工事試行要領」に基づく緊急出動で、小諸市内の現場へ出動したものに限る。
	除融雪業務受託業者	資格審査基準日直後の1月1日現在において小諸市の除融雪業務の受託者に加点【最大25点】 ・小諸市と除雪契約を締結している【15点】 ・小諸市と凍結防止剤散布契約を締結している【10点】
	水道事故・緊急修理対応事業者	資格審査基準日直後の1月1日現在において、水道事故・緊急修理対応事業者（一次側対応・二次側対応の区別はしない）に加点【10点】
	ボランティア活動	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日の間に、市内でのボランティア等の地域貢献活動を実施した実績がある者に加点【最大10点】 【実施回数×5点】（実施回数は2回を上限とする。）
	消防団協力事業所	資格審査基準日直後の1月1日現在において、小諸市消防団協力事業所表示制度の登録企業である者に加点【最大15点】 ・小諸市消防団協力事業所表示制度の登録企業に加点【10点】 ・登録企業のうち、従業員が小諸市消防団に入団している場合、さらに加点【5点】
	高齢者見守り事業所	資格審査基準日直後の1月1日現在において、高齢者見守り事業所制度の登録企業である場合に加点【5点】
その他	入札参加停止 資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日の間に、小諸市において指名停止措置した者を減点【最大-120点】 ・【計算式】指名停止月数×-10点	

表 1-2-ケ2 個別申請事項に対する説明（建設工事／小諸市）

項目		加点内容	提出書類
工事成績	工事成績評点	小諸市が管理する情報から加減点処理を行うため、申請は不要	・不要（小諸市資料と照合）
	優良工事表彰等	小諸市以外の地方公共団体・公益法人からの優良工事表彰を受けた場合は「あり」を選択	・不要（小諸市の優良工事表彰の場合） ・表彰状の写し（小諸市以外）

項目		加内容	提出書類
		小諸市からの優良工事表彰のみを受けている場合又は該当がない場合は「なし」を選択	の地方公共団体・公益法人からの優良工事表彰の場合)
経営意欲	ISO9000シリーズ認証取得	資格審査基準日直後の1月1日においてISO9000シリーズ認証取得登録者は「ISO9000シリーズ認証取得」を選択	・認証取得登録証（附属書含む）の写し
	環境対策	資格審査基準日直後の1月1日においてISO14000シリーズ認証取得登録者は「ISO14000シリーズ認証取得」をチェック 又は、エコアクション21認証取得登録者は「エコアクション21認証取得」をチェック	・認証取得登録証（附属書含む）の写し
地域貢献等	働き方改革	資格審査基準日における「社員の子育て応援宣言」登録者は「社員の子育て応援宣言登録」を選択 さらに、「社員の子育て応援宣言登録」登録者のうち資格審査基準日における「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証者は「職場いきいきアドバンスカンパニー認証（社員の子育て応援宣言登録済）」を選択	・登録証、認証書の写し
	SDGsへの取り組み	資格審査基準日における長野県SDGs推進企業登録制度登録者は「長野県SDGs推進企業登録」を選択	・登録証の写し
	障がい者雇用状況	資格審査基準日直後の1月1日において、障害者雇用促進法43条第1項の規定に基づく「法定雇用率」を達成している場合は「雇用義務があり、法定雇用率の達成」を選択 又は、雇用義務のない者が障がい者を1人（雇用率制度に準じた算定）以上雇用している場合は「雇用義務はないが、1名以上雇用」を選択	・障害者雇用状況報告書の写し、又は、障がい者雇用状況調書（指定様式） ・身体障害者手帳等の写し ・該当者の雇用を証明できるもの（健康保険証等の写し）
	若年者雇用状況	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日の間に建設業に関する業務に携わる従業員（採用日現在35歳以下に限る。健康保険証等により雇用を確認できるものに限る。）を新規雇用し、申請日現在引き続き雇用している場合は「若年者を新規雇用し、引き続き雇用」を選択	・該当者の雇用を証明できるもの（健康保険証等の写し） ・（採用年月日：令和〇年〇月〇日）と空いてるスペースにご記入ください。
	災害等緊急出動	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日までの間に、小諸市の要請を受けて、休日、平日を問わず災害等による緊急出動した実績がある場合は「実績有り（小諸市）」をチェック 又は、長野県の要請を受けて、休日、平日を問わず災害等による緊急出動した実績が	・災害緊急出動実績調書（指定様式） ・契約書、請書、発注依頼書、報告書等の写しなど、小諸市又は長野県の依頼により出動したことが確認できるもの。 ただし、費用が発生しなかった

項目	加内容	提出書類
	ある場合は「実績有り（長野県）」をチェック	等の理由で契約を交わしていない場合は、この調書のみ提出とする（財政課において担当課へ出勤状況を確認します。）。
除融雪業務受託業者	小諸市が管理する情報から加内容処理を行うため、申請は不要	・不要（小諸市資料と照合）
水道事故・緊急修理対応事業者	小諸市が管理する情報から加内容処理を行うため、申請は不要	・不要（小諸市資料と照合）
ボランティア活動	資格審査基準日の属する年の1月1日から12月31日の間に、市内でのボランティア等の地域貢献活動を実施した実績が2回の場合は「活動有り（2回）」、1回の場合は「活動有り（1回）」を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献実績調書（指定様式）上限2回</li> <li>・1回の活動につき、1枚の調書を作成すること。</li> <li>・協会等で一括報告している活動についても、調書は作成すること。（証明書類は不要）</li> </ul>
消防団協力事業所	資格審査基準日直後の1月1日現在において、小諸市消防団協力事業所表示制度の登録企業である場合で、従業員が小諸市消防団に入団している場合は「制度の登録あり（従業員に消防団員がいる）」を選択 小諸市消防団協力事業所表示制度の登録企業である場合で、従業員に小諸市消防団がいない場合は「制度の登録あり(従業員に消防団員はいない)」を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当者の雇用を証明できるもの（健康保険証等の写し）</li> <li>・（第〇分団第〇部）と空いてるスペースにご記入ください。</li> </ul>
高齢者見守り事業所	小諸市が管理する情報から加内容処理を行うため、申請は不要	・不要（小諸市資料と照合）
その他	入札参加停止 小諸市が管理する情報から減内容処理を行うため、申請は不要	・不要（小諸市資料と照合）

**(イ) 個別審査の提出書類**

小諸市への個別審査提出書類は、下表のとおりです。

**表 1-2-ケ3 小諸市の個別審査の提出書類（建設工事）**

提出書類	対象	備考
納税証明書 (小諸市の市税)	小諸市に納税義務がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の未納がないこと</li> <li>・発行日が申請日前3ヶ月以内であること</li> </ul>
技術者名簿	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在において雇用する技術者の状況</li> <li>・全技術者を記載したもの</li> </ul>
印鑑証明書	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合：法務局が発行したもの</li> <li>・個人の場合：市区町村が交付したもの</li> <li>・発行日が申請日前3か月以内であること</li> </ul>
使用印鑑届	該当者	・入札及び契約関係書類に使用する印鑑が印鑑証明書のもの以外の場合のみ

●登録済通知について

資格が付与された場合、市から登録済通知は行わず、5月1日までに小諸市ホームページに登録名簿を掲載します。

小諸市内に本社（本店）を有する事業者は、「小諸市建設工事入札参加資格等級格付通知書」を送付します。

## コ. 伊那市の個別審査

伊那市の建設工事入札参加資格については、審査結果を点数化し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与しています。

### (ア) 個別審査の提出書類

伊那市への個別審査提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-コ1 伊那市の個別審査の提出書類（建設工事）**

書類 No.	提出書類等	対象	要件等
1	市税の未納がないことの証明書（伊那市発行）	伊那市に納税義務がある場合（法人のみ）	・発行日が申請日前3か月以内であること ・市税の未納がないこと
2	使用印鑑届	全て	・入札及び見積の参加、契約の締結並びに代金の請求・受領のための印鑑が申請されているか確認します。

### (イ) 個別審査の申請項目

伊那市への個別審査申請項目（システムに入力する項目）は下表のとおりです。

**表 1-2-コ2 伊那市の個別審査の申請項目（建設工事）**

項目番号	申請項目	対象	要件等
1	市内支店・営業所開設後の通算年数	全て	・1年未満は切捨てとし、設定から1年未満の場合は「0」を入力してください。 ・委任先がない場合は、「0」を入力してください。
2	市税等納付状況閲覧の同意	全て	・同意するにチェックしてください。 (課税がない場合も含む)

### (ウ) 留意事項

- 伊那市の申請可能な営業所数は、1か所です。  
本社を契約先とする場合は「主たる営業所」を選択してください。
- 経営事項審査を受審した工種（総合評定値(P) 有）で、直前2年間の事業年度のうち、2年度または1年度のみ完成工事高がある工種（業種）の入札参加登録ができます。

## サ. 駒ヶ根市の個別審査

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

駒ヶ根市の個別審査の内容は、表 1-2-サ 1 のとおり。

**表 1-2-サ1 駒ヶ根市の個別審査の内容（建設工事）**

項目	内容	提出書類
長野県への登録の有無 (必須)	長野県の「建設工事」へ登録済み又は申請済みであるか	不要 個別申請項目画面より有無を入力
使用印鑑届 (必須)	駒ヶ根市との契約等の手続きに使用する印鑑を確認します	様式 1 号
市税の完納証明 (該当する場合)	駒ヶ根市に納税義務がある場合、市税を完納しているか	市税に未納がないことの証明書

### (イ) 留意事項

経営事項審査を受審した工種（総合評定値(P) 有）であれば、直前 2 年間の完成工事高がない工種（業種）でも入札参加登録ができます。

## シ. 中野市の個別審査

中野市の個別審査は以下のとおりです。

**表 1-2-シ1 中野市の個別審査の提出書類（建設工事）**

○…必須 △…任意 ×…不要

項目 番号	添付書類 ※PDF等で添付	法 人	個 人	備考
1	市町村(区)税の納税証明書（滞納に係る証明を含む。） ※中野市に納税義務がある者は誓約事項にて納税状況を確認するため不用	○	○	本社及び委任先の営業所等を有する市町村(区)の納税証明書とし、発行日が申請日前3か月以内であること。 ※中野市に納税義務がある者は誓約事項にて納税状況を確認するため不用
2	・少額工事等入札参加資格申請書（様式1） ・建設業許可又は経営規模等評価結果通知書の写し	△	△	※共通審査において、総合評定通知書を提出するが、「経営事項審査」を受けていない工種の入札参加を希望する者のみ申請してください。 ※上記以外の者（建設業許可なし、及び経営事項審査受審なしの者等）は、中野市へ申請してください。（中野市公式ホームページを参照）

- 少額工事等…建設業の許可がある者が入札参加できる入札工事（300万円以下）及び建設業の許可がない者が参加できる入札工事（200万円以下）をいいます。なお、入札工事とは見積合わせによる随意契約工事も含まれます。
- 中野市建設工事一般競争入札参加に係る支店・営業所等の本店扱いについては中野市公式ホームページにて確認してください。
- 入札参加資格の取消しについて  
有効期限内であっても、申請書類に虚偽の記載が確認された場合や参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、入札参加資格の取消しを行います。
- 登録済通知について  
資格が付与された場合、市から登録済通知は行わず、中野市公式ホームページに登録名簿を掲載します。

## ス. 大町市の個別審査

大町市の建設工事入札参加資格については、「客観的事項（経営規模その他経営に関する事項）」の総合評定値と「新客観点数（平成6年大町市告示第66号第3第3号から第13号に定める項目による総合評定値）」との合計点数に応じた格付（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

なお、「新客観点数」は「客観的事項」の総合評定値の25%を限度として加減点します。

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

大町市個別審査項目（新客観点数）の審査基準は下表のとおり。

**表 1-2-ス1 大町市の個別審査項目（建設工事）**

工 事 成 績	工事成績 評定	資格審査基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事成績平均点に応じ加（減）点する。 【（工事成績平均点－65点）×3.5】
	表彰等	基準日直前4年間における国、県による表彰（企業又は個人）であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等、並びに大町市優良工事表彰を対象とする。「土・と・舗」の3業種のみ、加点の対象とする。 【表彰1回につき10点（最大30点）】
技 術 力	民間資格 等	資格審査基準日及び申請日において、雇用する技術者が経営事項審査に反映されない資格を有している場合に加点する。（社会保険（健康保険）の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。） 【当該資格を有する技術者1名につき1点(上限30点)】
	指名停止	基準日直前2年間における指名停止の期間（1ヵ月に満たない場合は1ヵ月として算定）により減点する。 【指名停止月数×（-10）点（最大-15点まで）】
経 営 意 欲	I S O等 認証取得	基準日におけるI S O 9 0 0 0又は1 4 0 0 0シリーズの認証取得の状況により加点する。 【各10点】 環境活動評価プログラム「エコアクション21」の認証取得の状況により加点する。（I S O 1 4 0 0 0との重複加点はしない。） 【10点】
	市内雇用	基準日における従業員（役員は除く）のうち、市内居住者の状況により加点する。 【市内居住者1人1点。なお、大町市定住促進事業により、移住・定住者として認められた者を常時雇用している場合は、さらに1人4点加点(上限30点)】
	労働環境	基準日において、従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ、育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合に加点する。 【10点】
		基準日において、「社員の子育て応援宣言！」の登録企業に加点する。 【3点。登録企業であって、基準日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合は、さらに7点加点】
	S D G s	申請日（受付日）において、長野県S D G s 推進企業登録制度に登録している場合に加点する。 【10点】
地	災害協定	基準日において、組合等が大町市と「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締

域 貢 献		結している場合に当該組合等を構成する者に加点する。 【15点】
	ボランティア等	基準日直前2年間におけるボランティア等の地域貢献活動の実施状況（新聞等で活動実績が確認できるもの）により加点する。 【5点】
	労働福祉	基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成した建設業者又は基準日において雇用義務のない建設業者が障害者を雇用している場合に加点する。 【10点】
	消防団協力	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録を受けている企業に加点する。 【10点】
	除排雪業務	基準日の前年度において、市道除排雪業務（凍結防止剤散布業務を含む。）の受託実績を有する者に加点する。「土・と・舗」の3業種のみ、加点の対象とする。 【20点】
	水道緊急対応当番	申請年度（受付年度）において、水道緊急対応当番を実施している者に加点する。「管」、「水道施設」業種のみ加点対象とする。 【20点】

**(イ) 個別審査の提出書類**

大町市個別審査項目（新客観点数）の提出書類は下表のとおり。

**表 1-2-ス2 大町市の個別審査の提出書類（建設工事）**

全 般	市税納付状況	大町市税の納税証明書 【発行後3か月以内のもの、法人登録又は住民登録が市外の場合は提出不要】
	工事成績	不要（市資料と照合）
技 術 力	表彰等	表彰状の写し
	民間資格等	技術者資格(様式第1号「技術者資格一覧表」記載の資格)の資格者証等の写し
経 営 意 欲	指名停止	不要（市資料と照合）
	I S O 等 認 証 取 得	I S O 等 認 証 の 写 し
	市内雇用	市内居住者の雇用状況調書（様式第4号）
	労働環境	資格審査基準日において 労働局に受領された一般事業主行動計画策定届出又は一般事業主行動計画書の写し、及び就業規則の写し 社員の子育て応援宣言登録証の写し、職場いきいきアドバンスカンパニー登録証の写し
	S D G s	長野県SDGs推進企業登録証の写し
地 域 貢 献	災害協定	協定書の写し
	ボランティア等	地域貢献の実績調書（様式第3号）
	労働福祉	直近で公共職業安定所に報告した、障がい者雇用状況報告書の控えの写し 障がい者雇用状況調書（様式第2号）
	消防団協力	大町市消防団への協力表示証の写し
	除排雪業務	不要（市資料と照合）

	水道緊急対応 担当番	不要（市資料と照合）
--	---------------	------------

(注) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消すことがあります。

## セ. 飯山市の個別審査

飯山市の個別審査は以下のとおりです。なお、小規模工事の資格申請は「4.3 少額工事の申請」を参照してください。

※建設工事の申請をしている事業者は小規模工事の申請はできません

### (ア) 入札参加資格付与の申請者の要件

飯山市の資格付与要件は、共同受付窓口で審査する表 1-1-4「自治体間共通の入札参加資格付与に係る要件（建設工事）」のほかは下記のとおりです

**表 1-2-セ1 入札参加資格付与の飯山市個別審査要件（建設工事）**

項目番号	要件
1	申請書提出日の属する年度の飯山市税並びにその他飯山市に納付すべき使用料及び手数料等について、未納がない者であること
2	経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
3	営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること

(注) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消すことがあります。

### (イ) 個別審査項目の入力

飯山市への個別審査で入力が必要な申請情報は下表のとおりです。

**表 1-2-セ2 飯山市個別審査入力項目（建設工事）**

項目	入力内容	入力要領
申請情報	飯山市に登録する本社(店)、委任先及び小規模工事の所在地区分	・飯山市内、長野市以北、長野県内、長野県外のいずれかを選択してください。 ※1 委任先がない場合、委任先の所在地区分も本社（店）の所在地区分を選択。 ※2 建設工事の申請をしている事業者は小規模工事の申請はできませんが、システムの制御上入力が必要となっているので、本社の所在地区分を選択してください。

(注) 本社（店）及び委任先の所在地区分のうち、長野市以北の詳細は下記のとおり。

長野市以北＝長野市、須坂市、中野市、上高井郡（小布施町、高山村）下高井郡（山ノ内町、木島平村、野沢温泉村）、上水内郡※（信濃町、飯綱町）下水内郡（栄村）

※小川村は除く

### (ウ) 個別審査の提出書類

飯山市への個別審査提出書類は、下表のとおりです。

表 1-2-セ3 飯山市個別審査提出書類（建設工事）

項目	提出書類	対象	提出要領
納税状況	飯山市に未納がないことの証明書	飯山市に納税義務がある場合	・市税等の未納がないこと ※発行後、3か月以内のもの
使用印鑑	印鑑証明書	全て	・法人の場合：代表者の印鑑（法務局に届出の実印） ・個人の場合：市区町村で証明したもの ※発行後、3か月以内のもの
	使用印鑑届（様式1号）	入札、契約、請求等を支店等に委任する場合	・委任先が代表者の印鑑（法務局に届出の実印）を使用する場合は不要。

**(I) 入札参加資格の等級格付け**

飯山市の資格付与にあたっては、請負契約の予定価格の金額に応じて建設工事の業種ごとに格付けを行います。なお、付与された格付等級は当該資格の認定の翌日から次回の定期審査による入札参加資格付与の日まで変更されません。

表 1-2-セ4 飯山市の建設工事の格付等級

業種	格付等級
土木一式工事、建築一式工事	A、B、C、D、Eの5等級
電気工事、電気通信工事、舗装工事、管工事	A、B、Cの3等級
その他工事	A、B、Cの3等級

**(イ) 留意事項**

中間申請、追加申請並びに変更申請のいずれにおいても格付等級の変更は受け付けません。  
入札参加資格を認定した場合、名簿の公表をもって登録済通知に代えるものとします。

## ソ. 茅野市の個別審査

### (ア) 個別申請要件

茅野市では、共通審査に加えて下表の項目について個別に審査します。

**表 1-2-ソ1 茅野市の個別申請要件（建設工事）**

項目	内容
市税	茅野市税について、市税の滞納がないこと。 ※茅野市に納税義務がある者に限る。（法人の場合は代表者を含む。）

### (イ) 提出書類

茅野市の個別審査に必要な提出書類は、下表のとおりです。

**表 1-2-ソ2 茅野市の個別審査提出書類（建設工事）**

項目	内容
市税	茅野市の「納税証明書」（申請日前3ヶ月以内のもの）
従業員一覧	茅野市に本店、支店又は営業所等を有する者は、常時、茅野市内に駐在している従業員について、「従業員及び技術者一覧表」（様式1）を提出してください。
除排雪業務実績	(ウ)等級の付与において、公共施設（市道を除く）の除排雪業務の受託実績を有する者は、「契約書の写し」を提出してください。

### (ウ) 等級の付与

茅野市では、建設工事に係る入札参加資格者に「経営事項審査の総合評価値：P点」と下表に示す「新客観点」の総合数値に応じた等級を付与します。

なお、「新客観点」の対象者は、茅野市に本店を有する者（本店扱い認定者を含む。）のみです。

**表 1-2-ソ3 茅野市の新客観点（建設工事）**

項目	内容
担い手育成 市内本店	資格審査基準日において、市内に本店を有する者（支店・営業所等の本店認定基準を満足している者を含む。）に加点する。（本店認定については、窓口申告に応じ財政課で確認する。） 【10点】
技術力 工事成績	資格審査基準日直前3年度に竣工し、工事成績評価の対象となった各工種に係る工事成績平均点に応じ、加（減）点する。（財政課資料で確認する。） 【加（減）点 = （工事成績平均点 - 65点）】
地域貢献 災害協定	資格審査基準日において、茅野市と「災害時における応急対策協力に関する協定」を締結している者（協定を締結している組合等の構成員を含む。）に加点する。（防災課資料により確認する。） 【10点】

項目		内容
	消防団協力	資格審査基準日において、茅野市の消防団協力事業所表示制度の登録を受けている者に加点する。(消防課資料により確認する。) 【10点】
	除排雪業務	資格審査基準日直前3年間において、茅野市の市道又は公共施設(医療機関含む。)の除排雪業務(凍結防止剤散布業務を含む。)の受託実績を有する者に加点する。(市道については建設課資料、公共施設については提出書類により確認する。) 【1年につき10点(最大30点)】
	水道緊急当番	資格審査基準日において、茅野市の水道緊急当番として待機業務契約を締結し、現に緊急出動している者に加点する。('管'及び'水道施設'業種のみ加点の対象とする。(水道課資料により確認する。)) 【1年につき10点(最大30点)】
	入札参加停止	資格審査基準日直前3年間において、入札参加資格の停止措置を受けている場合に減点する。(財政課資料により確認する。) 【停止月数 × (-10) 点(最大15点の減点)】
雇用環境	茅野市はつらつ事業所	資格審査基準日において、「茅野市はつらつ事業所」の認定を取得している者に加点する。(商工課資料により確認する。) 【10点】

※「経営事項審査の総合評定値：P点」の25%を限度として加点する。

## タ. 塩尻市の個別審査

塩尻市への申請にあたっては、次の項目を個別審査の対象としますので、該当する項目について申請及び書類等を提出してください。

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

塩尻市の資格の付与のため、共通審査に加えて次の項目について個別審査します。

**表1-2-タ1 塩尻市の個別審査事項（建設工事）**

項目	内容
新客観点数	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 新客観点数の付与のための審査を行う。 新客観点数については塩尻市ホームページを確認すること。 <a href="https://www.city.shiojiri.lg.jp/site/nyusatsu-keiyaku/43816.html">https://www.city.shiojiri.lg.jp/site/nyusatsu-keiyaku/43816.html</a>
市税	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 市内業者又は市内営業者として登録する場合、市税について未納がないこと。

**表1-2-タ2 塩尻市の個別申請事項の内容（建設工事）**

項目	内容
ISO等の認証取得	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 「ISO9000シリーズの認証取得」、「ISO14000シリーズの認証取得」、「エコアクション21の認証登録」、「塩尻スタンダードの認証登録」がある場合は、該当の登録をチェックしてください。
障がい者雇用	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 次に該当する場合はチェックしてください。 ・資格審査基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者 ・資格審査基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用している
労働環境	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言」の登録がある場合はチェックしてください。
ボランティア活動等	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 資格審査基準日の所属年度に次に該当する実績がある場合は「実績あり」を選択してください。 ・公共用地又は公共施設（学校、保育園、福祉施設、公園、河川敷、広範囲に渡る公共道路等）の清掃、整備又は修繕等（自社周辺に限った清掃等は対象外） ・区又は地区等の要請による、地域内の清掃等への協力 ・市長が認める活動
完納証明書 （市税）	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 市内に本店または事業所を有する者は「あり」を選択してください。
建設業退職金共済組合等の加入履行書の写し	建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等に加入している場合は「あり」を選択してください。

項目	内容
資本的・人的関係調書	親会社・子会社・兄弟会社・役員等の兼任の関係にある、塩尻市に建設工事の入札に係る資格審査申請書を提出(予定)している系列会社がある場合「あり」を選択してください。

### (イ) (新規) 個別審査の提出書類

塩尻市へ新規申請（塩尻市を団体追加する場合を含む）する際の個別審査提出書類は、下表のとおりです。

様式は長野県市町村ポータルサイトの当「建設工事申請手引き」の下の「様式」項目からダウンロードしてください。

**表1-2-タ3 塩尻市の個別審査の提出資料（建設工事）**

項目	法人	個人	提出書類
印鑑登録証明書	必須	必須	法人の場合は法務局、個人事業主の場合は市区町村で、入札参加資格申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
使用印鑑届	該当者のみ	該当者のみ	入札・契約時等に実印以外の印鑑を使用する場合は、「使用印鑑届」（様式第1号）を提出してください。
ISO等の認証取得	該当者のみ	不要	【市内に本店または事業所を有する法人のみ】 申請事項でチェックした場合に登録証の写しを提出してください。
障がい者雇用	該当者のみ	該当者のみ	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 申請事項でチェックをした場合に次を提出してください。 ・資格審査基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者は、公共職業安定所へ提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。 ・資格審査基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用している場合は、「障がい者雇用状況調書」（様式2号）を提出してください。
労働環境	該当者のみ	該当者のみ	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 申請事項でチェックをした場合に「社員の子育て応援宣言」の登録書の写しを提出してください。
ボランティア活動等	該当者のみ	該当者のみ	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 申請事項で「実績あり」を選択した場合に、「地域貢献活動実績届出書」（様式3号）を提出してください。 （塩尻市が主催する行事等については届出は不要です）
職場いきいきアドバンスカンパニーの登録	該当者のみ	該当者のみ	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 資格審査基準日において、「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」の登録がある場合は登録証の写しを提出してください。
「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録	該当者のみ	該当者のみ	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 資格審査基準日において、「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録がある場合は登録証の写しを提出してください。
法人市民税申告書	該当者のみ	不要	【市内に本店または事業所を有する法人のみ】 完納証明書（市税）を提出する場合、直近に塩尻市に申告した法人市民税申告書の写しを提出してください。

項目	法人	個人	提出書類
市税納付状況閲覧同意書	該当者のみ	該当者のみ	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 該当する場合、「市税納付状況閲覧同意書」（様式4号）に記名押印し、提出してください。
建設業退職金共済組合等の加入履行書の写し	該当者のみ	不要	申請事項で「あり」を選択した場合に提出してください。
資本的・人的関係調書	該当者のみ	該当者のみ	申請事項で「あり」を選択した場合に、「資本的・人的関係調書」（様式5号）を提出してください。

**(ウ) (変更申請) 個別審査の提出書類**

塩尻市へ変更申請の際に個別審査で提出可能な書類は下表のとおりです。

添付ファイル登録画面において、塩尻市にファイルを登録してください。

**表 1-2-タ4 (変更申請) 塩尻市の個別審査の提出資料 (建設工事)**

項目	提出書類
印鑑登録証明書	登録印鑑に変更があった場合は、変更申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
使用印鑑届	使用印鑑に変更があった場合は、「使用印鑑届」（様式第1号）を提出してください。
市税納付状況閲覧同意書	【市内に本店または事業所を有する者のみ】 本社または委任先の所在地、名称、または代表者職氏名に変更があった場合、「市税納付状況閲覧同意書」（様式4号）に記名押印し、提出してください。
資本的・人的関係調書	親会社・子会社・兄弟会社・役員等の兼任の関係にある、塩尻市に建設工事の入札に係る資格審査申請書を提出(予定)している系列会社に、追加、取消または変更があった場合、「資本的・人的関係調書」（様式5号）を提出してください。

**(I) (新客観点数の再審査) 個別審査の提出書類**

塩尻市では、「市内業者」「市内営業者」の新客観点数を1年ごとに再審査します。

既に「市内業者」「市内営業者」の入札参加資格があり、次の表の書類のいずれかを提出できる業者は、中間申請の期間内に提出してください。

添付ファイル登録画面において、塩尻市にファイルを登録してください。

**表1-2-タ5 (新客観点数の再審査) 塩尻市の個別審査の提出資料 (建設工事)**

項目	法人	個人	提出書類
ISO等の認証取得	該当者のみ	不要	資格審査基準日において、「ISO9000シリーズの認証取得」、「ISO14000シリーズの認証取得」、「エコアクション21の認証登録」、「塩尻スタンダードの認証登録」の登録がある場合は登録証の写しを提出してください。
障がい者雇用	該当者のみ	該当者のみ	・資格審査基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者は、公共職業安定所へ提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。

項目	法人	個人	提出書類
			・資格審査基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用している場合は、「障がい者雇用状況調書」（様式2号）を提出してください。
労働環境	該当者のみ	該当者のみ	資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言」の登録がある場合は登録書の写しを提出してください。
ボランティア活動等	該当者のみ	該当者のみ	資格審査基準日の所属年度に次の実績がある場合は、「地域貢献活動実績届出書」（様式3号）を提出してください。 ・公共用地又は公共施設（学校、保育園、福祉施設、公園、河川敷、広範囲に渡る公共道路等）の清掃、整備又は修繕等（自社周辺に限った清掃等は対象外） ・区又は地区等の要請による、地域内の清掃等への協力 ・市長が認める活動 （塩尻市が主催する行事等については届出は不要です）
職場いきいきアドバンスカンパニーの登録	該当者のみ	該当者のみ	資格審査基準日において、「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」の登録がある場合は登録証の写しを提出してください。
「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録	該当者のみ	該当者のみ	資格審査基準日において、「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録がある場合は登録証の写しを提出してください。

## (オ) 留意事項

### ● 審査結果の通知

入札参加資格付与の結果は市ホームページに掲載します。

資格審査の結果、資格を付与しないと決定した場合は、個別に通知します。

## チ. 佐久市の個別審査

### (ア) 資格区分と認定基準

佐久市の建設工事等入札参加資格に係る資格審査の基準は下表のとおり。

**表 1-2-チ1 佐久市の資格審査の基準**

区分	認定基準
市内業者	佐久市内に、本店等を有する者で、次に規定する要件を満たす事業者をいう。
準市内業者	佐久市内に支店、営業所等の受任先を有する者で、次に規定する要件を満たす事業者をいう。
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の事業者をいう。

上記、3区分のうち、市内業者又は準市内業者としての認定に必要な要件（以下「認定要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所としての形態を整え、営業活動を行っていること。
- (2) 事業所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。
- (3) 事務等を執り行える事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。
- (4) 電話番号及びファックス番号が市内の事業所のものであること。
- (5) 事業所の公共料金（電気、水道、電話等）、インターネット使用料等の支払い状況が、請求書、領収書の写し等により確認できること。
- (6) 連絡がとれる体制（常時不在転送電話による体制、単なる連絡員の配置による電話の取次ぎによる体制その他これらに類するものを除く。）となっていること。
- (7) 営業活動を行い得る人的配置（配置人員が他の事業所と兼務となっているもの及び終日不在の状態が頻繁（週3日以上）となるものを除く。）がなされていること。
- (8) 代表者、責任者、技術者、事務員等が事務所に常駐していることが、出勤簿、タイムカード等により確認できること。
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の3の規定に基づく帳簿等を適切に備え、かつ、保存していること。
- (10) 準市内業者の場合は、市内の営業所等に、見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領その他契約履行に関する全ての権限が与えられた者が配置されていること。
- (11) 技術者とは、関係法令に定められた技術士等、シビルコンサルティングマネージャー又はそれに準ずる技術力を有する者をいう。

### (イ) 資格付与について

佐久市の建設工事における入札参加資格については申請業種ごとに資格を付与し、等級格付は、佐久市資格総合点数により行います。

佐久市資格総合点数は次の①から③までの合計数値により算出します。ただし、今後の長野県における「信州企業評価項目」の制度変更により、②及び③の加点内容が変更となる場合もあります。

- ①客観点数（経営事項審査の総合評定値）
- ②信州企業評価項目<sup>※</sup>（長野県内に本店を有する業者のみ。）
- ③佐久市新客観点数（佐久市内に本店を有する業者のみ）

※P.13「ア. (ア)個別審査と審査基準等」を参照してください。

(7) 個別審査の提出書類

佐久市への個別審査提出書類は、下表のとおりです。

表 1-2-チ2 佐久市の個別審査の提出書類（建設工事）

市内	準市内	市外	提出書類	要件等
○		△	佐久市税の納税証明書	・佐久市に納税義務がある場合のみ ※発行後、3か月以内のもの
	○		印鑑証明書	・法人の場合：代表者の印鑑（法務局に届出の実印） ・個人の場合：市区町村で証明したもの ※発行後、3か月以内のもの
		△	使用印鑑届	・入札等に使用する印鑑が「印鑑証明書」のものとは異なる場合のみ提出
	○		技術者名簿	・市内に委任先がある場合は、会社全体の名簿に加え、委任先の名簿も提出
	○		事業所の写真	・事務所の外観及び看板、事務所内部の全景がわかる写真各1枚を様式へ貼り付け提出（PDF形式）。 ※撮影後、3か月以内のもの
		△	資本関係及び役員兼任に関する調書	・佐久市の建設工事等競争入札（見積）参加資格申請する者の中で、会社法第2条第3項及び第4号に規定する子会社及び親会社に該当する場合又は役員（非常勤も含む）が他社の役員を兼任している場合に提出

○…必須、△…該当する場合

(I) 留意事項

● 不備連絡



申請書類の不足又は記載事項に不備等があった場合は、入札参加資格審査システムを通じて申請担当者へ連絡します。また、登録するメールアドレス等の入力間違いにもご注意ください。  
連絡時に指摘した補正事項が、指示された期間内に補正されない場合には、入札参加資格の認定を受けることができませんので、期間内に必ず補正を行ってください。

● 審査結果の通知

審査結果については、資格が付与されない場合に限り通知します。  
資格が付与された場合、資格の有効期間が始まる月（定期申請、中間申請：6月、追加申請：12月）の上旬に佐久市ホームページに資格者名簿を掲載しますので必ずご確認ください。  
掲載された資格者名簿の内容をご確認いただき修正が必要な場合には、掲載から2週間以内に佐久市契約課までご連絡ください。2週間を過ぎての修正依頼には、原則として対応いたしかねます。

● 証明書及び各種様式の取得方法

表 1-2-チ2 の証明書及び各種様式の取得にあたっては、市ホームページをご確認ください。

<p><a href="#">「納税証明書の交付申請及び郵送請求」</a></p> <p>トップページ &gt; くらし・手続き &gt; 税金 &gt; 納税 &gt; 納税証明書の交付申請及び郵送請求</p> 	<p><a href="#">「佐久市個別申請様式」</a></p> <p>トップページ &gt; まちづくり・産業 &gt; 事業者のみなさまへ &gt; 令和7・8・9年度佐久市建設工事及び建設コンサル タント等の業務に係る入札参加資格審査について</p> 
--	--

## ツ. 千曲市の個別審査

千曲市の建設工事入札参加資格については、「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」により点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。また、資格付与要件に係る個別の提出書類は(ア)のとおりです。

### (ア) 個別審査の提出書類

千曲市への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ツ1 個別の提出資料（建設工事）**

提出書類	内容
納税証明書（千曲市税）	千曲市に納税義務のある場合に限り提出 （発行日が申請日前3か月以内であること。）
印鑑証明書	・法人の場合：代表者の印鑑（法務局に届出の実印） ・個人の場合：市区町村で証明したもの （発行日が申請日前3か月以内であること。）
使用印鑑届	千曲市様式により提出 ※ 入札等に使用する印鑑が印鑑証明書のものとは異なる場合のみ提出が必要。
資本関係・人的関係に関する調書	千曲市様式により提出 ※ 資本関係・人的関係がある会社が入札参加資格審査を申請しない場合も記載が必要。 ※ 該当なしの場合も提出が必要。

### (イ) 留意事項

#### ● 不備連絡

申請書類の不足又は記載事項に不備等があった場合には、申請担当者へ F A X 又は電話で補正依頼をすることがあります。

指摘した補正事項が、指示された期間内に補正されない場合には、入札参加資格の認定を受けることができませんので、期間内に必ず補正を行ってください。

#### ● 審査結果の通知

入札参加資格を認定した場合、市から登録済通知は行わず、千曲市ホームページに入札参加資格者名簿を掲載しますのでご確認ください。

## テ. 東御市の個別審査

東御市の入札等参加資格については、表1 2-テ1の事項の審査を行うため、個別に申請が必要です。  
 なお、個別に申請が必要な事項は、申請区分により異なりますので、ご注意ください。

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

東御市の個別審査の内容は、表 1-2-テ 1 のとおり。

なお、③から⑦について要件を満たす場合は、システムで該当箇所を選択（チェック）してください。

**表 1-2-テ1 東御市の個別申請項目の内容（建設工事）**

項目	審査内容 (基準日：令和6年12月1日)	申請区分 <sup>*1</sup>	
		市内 業者	市外 業者
① 振込口座情報	請負代金等の振込口座の情報	○	○
② 市税の納付状況	市税（課税されているすべての税）の未納がないこと	○	
③ 災害協定に関する 協力状況	・基準日における直前2年間の緊急時の災害出動実績 (東御市の要請による) ・基準日における災害協定締結（東御市との協定に限る）	○	
④ 除雪・融雪剤散布に 関する協力状況	・基準日における除雪協力 ア 東御市内幹線道路の除雪に係る契約を締結している イ 東御市内国県道の除雪に係る契約を締結している ウ 東御市施設の除雪に係る契約を締結している エ 東御市内の区と除雪に係る契約を締結している ・基準日における融雪剤散布協力 ア 自己所有の散布機による融雪剤散布に係る契約を 締結している イ 東御市貸出散布機による融雪剤散布に係る契約を 締結している	○	
⑤ 消防団協力に関する 協力状況	基準日における東御市消防団協力事業所の登録	○	
⑥ 水道修理当番に関する 協力状況	基準日の属する年度の翌年度における東御市水道修理 当番の受託	○	
⑦ その他地域貢献活動に 関する協力状況	基準日における直前2年間のボランティア等の地域貢献活動 実績（東御市の依頼に限る）	○	

\*1 ○印の付いている項目について個別申請が必要です。

- ・市内業者…東御市内に所在する本社・本店、支店又は営業所で入札等参加資格申請を行う事業者
- ・市外業者…東御市外に所在する本社・本店、支店又は営業所で入札等参加資格申請を行う事業者

### (イ) 個別審査の提出書類

個別審査を行う東御市への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-テ2 東御市の個別審査の提出書類（建設工事）**

項目	提出書類
① 振込口座情報 <sup>*2</sup>	東御市指定様式「振込口座情報」
② 市税の納付状況	申請の日の直前の営業年度における市税納税証明書

項目		提出書類
		(申請日から3か月以内に発行されたもの)
③	災害協定に関する協力状況	不要(東御市が管理する情報により確認するため書類の提出は不要)
④	除雪・融雪剤散布に関する協力状況	契約書等の写し
⑤	消防団協力に関する協力状況	不要(東御市が管理する情報により確認するため書類の提出は不要)
⑥	水道修理当番に関する協力状況	不要(東御市が管理する情報により確認するため書類の提出は不要)
⑦	その他地域貢献活動に関する協力状況	地域貢献活動の実績調書等、活動の証となる資料

\*2 過去の東御市入札等参加資格申請において登録があり、変更がない場合は提出不要です。

## ト. 安曇野市の個別審査

安曇野市及び安曇野市上下水道事業（以下、「安曇野市」という。）の入札参加資格付与に係る個別審査の要件、提出書類等については下記のとおりです。

### (ア) 個別審査項目の概要

安曇野市の個別審査の内容は下表のとおりです。

**表 1-2-ト1 安曇野市の個別審査事項（建設工事）**

項目	内容
主観的事項（新客観点数）	【安曇野市内に本社（本店）を有する者のみ】 等級格付けに係る新客観点数の付与のための審査を行います。
市税	【安曇野市内に事業所を有する者のみ】 市内業者又は市内営業者として登録する場合、市税について未納がないことを確認します。

※このほか個別審査に必要な提出書類の審査を行います。

### (イ) 等級格付けについて

**安曇野市内に本社（本店）を有する事業者を対象に等級格付けを付与します。**

等級格付けの対象とする業種は、該当する業種の建設業の許可を有していることに加え、過去2年間の施工実績を有するものに限ります。等級格付けにあたっては、「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」に「主観的事項（新客観点数）」を加えた資格総合点数により決定します。

【参考：安曇野市建設工事入札参加資格総合点数の算出】

資格総合点数＝「客観的事項（総合評定値：P点）」＋「主観的事項（新客観点数）」

※主観的事項（新客観点数）は、各建設業者の客観的事項の総合評定値の25%を限度として加点

### (ウ) 個別審査項目と審査基準等

安曇野市建設工事入札参加資格の等級格付けに係る主観的事項（新客観点数）の内容は下表のとおりです。（水道施設工事の業種は、一部加点内容が異なります。）

なお、主観的事項（新客観点数）の審査（ICT活用工事実績を除く）は、安曇野市が管理する情報及び長野県の信州企業評価項目の点数から加点処理を行うため、申請は不要です。

ICT活用工事実績の申請は、書類の提出が必要になります。（表1-2-ト3参照）

**表 1-2-ト2 安曇野市の個別審査（主観的事項（新客観点数））の内容（建設工事）**

（注意：資格審査基準日は、表1-1-2を参照）

	項目	加点内容
技 術 力 (a)	工事成績	令和4・5・6年度にしゅん工した安曇野市発注工事の工事成績の平均点に応じ加(減)点（上下水道事業発注分を含む全ての工事が対象） 【加(減)点＝（3年間の工事成績平均点－65点）×3.5】

	項目	加点内容
		【水道施設工事の業種のみ】 令和4・5・6年度にしゅん工した安曇野市上水道事業発注工事の 工事成績の平均点に応じ加（減）点 【加（減）点 = （3年間の工事成績平均点 - 65点） × 3.5】
	優良工事表彰	令和3・4・5・6年度において、安曇野市の優良工事表彰を受けた 場合に加点（上下水道事業発注分を含むすべての工事が対象） 【表彰1回につき10点（最大30点）】  <水道施設工事の業種のみ> 令和3・4・5・6年度において、安曇野市上水道事業の優良工事 表彰を受けた場合に加点 【表彰1回につき10点（最大30点）】
	民間資格等 資格取得数※	資格審査基準日及び申請日において、雇用する技術者が経営事項 審査に反映されない資格を有している場合に加点 【技術者が有する1資格につき1点(上限30点)】
	ICT活用工事実績 ※ （市発注工事の実 績については別途審 査）	資格審査基準日直前2年間において、国及び県が発注した工事で ICT活用工事の実績がある場合及び令和5・6年度にしゅん工した 安曇野市発注工事で、ICT活用工事の実績がある場合に加点 （安曇野市上下水道事業発注分を含む全ての工事が対象） 【1件につき5点（最大15点）】
雇 用 環 境 (b)	休業制度利用実績 （育児及び介護休 業）※	資格審査基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日 以上取得した実績がある場合に加点 ※申請までに退職した者は対象外 【5点（男性含む場合、更に+5点）（最大10点）】
	ワーク・ライフ・ balan ス1※	資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっ ている場合に加点【3点】
	ワーク・ライフ・ balan ス2※	資格審査基準日において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証を 受けている場合に加点 【1コース認証につき5点（最大15点）】
	労働安全衛生※	資格審査基準日において、ISO45001、COHSM Sのいずれかを 取得している場合に加点 【15点】
	労働災害防止団体 での活動※	資格審査基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防 止協会長野県支部での活動がある場合に加点 【5点】
	新規学卒者の採用 ※	資格審査基準日直前4年間において、新規学卒者の社員採用があ る場合に加点 ※申請までに退職した者は対象外 【5点（技術職を含む場合、更に+10点）（最大15点）】
	女性技術者雇用※	資格審査基準日及び申請日において、主任技術者となる資格を有す る女性技術者を雇用している場合に加点 【5点】

	項目	加点内容
	障がい者雇用※	資格審査基準日直前の6月1日において、障害者雇用促進法43条第1項の規定に基づく「法定雇用率」を達成している場合、又は資格審査基準日において、雇用義務のない者が障がい者を1人（雇用率制度に準じた算定）以上雇用している場合に加点 【10点】
	技術者の賃金支払い形態※	資格審査基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により加算 【50%以上 80%未満：6点、80%以上：10点】
	週休二日等休日に関する制度※	資格審査基準日において、4週8休制(年間休日120日以上)を導入している場合に加点 【15点】
社会的責任・貢献(c)	環境配慮1※	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合に加点（策定義務者は加点对象外） 【10点】
	環境配慮2※	資格審査基準日において、ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラムのいずれかの認証登録を受けている場合に加点 【7点】
	県産業廃棄物3R実践協定※	資格審査基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合に加点（排出事業者（建設業）） 【10点】
	県SDGs推進企業登録※	資格審査基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合に加点 【10点】
	法務省の協力雇用主の登録※	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合に加点 【3点】
	地域貢献	① 消防団協力事業所登録 令和7年1月1日時点において、安曇野市消防団協力事業所に登録されている場合に加点 【10点】 ② 除雪等の契約締結 令和4・5・6年度において、安曇野市と除雪等の契約を締結した場合に加点 【除雪：10点/年、オペレーター又は融雪剤散布：5点/年】 （最大30点）
	入札参加停止	令和5・6年度において、安曇野市から入札参加資格停止の措置を受けた場合に減点 【停止月数×（-10）点（最大60点の減点）】
	水道事業待機業務	<水道施設工事の業種のみ> 令和4・5・6年度において、安曇野市水道事業待機業務に登録している場合 【10点/年】
	災害時応急対策協定	<水道施設工事の業種のみ> 令和4・5・6年度において、安曇野市水道事業協同組合の組合

	項目	加点内容
		員になっている場合に加点 【10点/年】

(注) 「※」がついている項目は長野県の「主観的事項（信州企業評価項目）」の加点項目と同一です。信州企業評価項目の同一項目に加点がある場合は、その点数が安曇野市の主観的事項（新客観点数）に加点されます。

## (I) 個別審査の提出書類

安曇野市への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ト3 安曇野市の個別審査提出資料（建設工事）**

(注) ◎印 は必ず提出 ○印は該当する場合のみ提出 -印は提出不要

No.	提出書類	法人	個人	説明
1	技術者一覧	○	○	安曇野市内に本社（本店）を有する場合又は、安曇野市内に支店・営業所等を有し、入札・契約に関する権限を委任する場合のみ。 申請日現在において雇用する技術者の状況を記入。 【安曇野市様式3】
2	印鑑証明書	◎	◎	法人：法務局が発行する印鑑証明書 個人：市町村が発行する印鑑証明書 発行日が申請日前3か月以内であること。
3	使用印鑑届	○	○	安曇野市との入札及び契約関係書類に実印以外を使用する場合のみ。【安曇野市様式1】
4	滞納がない証明（市税）	○	○	安曇野市内に事業所を有する場合のみ。 (ただし、下記5の場合を除く。) 発行日が申請日前3か月以内であること。 未納が確認された場合、入札参加資格は付与されません。 ※証明書の申請方法は（オ）留意事項等を参照
5	市税滞納調査承諾書	○	○	下記の①または②に該当する場合のみ。 ① 申請年度の <b>前年度中に</b> 安曇野市内に事業所を設立した法人、個人で、上記4の証明書が取得できない場合 ② 安曇野市内に事業所を有する市外在住(市外に住民票を置く)個人事業主で、安曇野市に納税義務がない場合 【安曇野市様式2】
6	営業証明書	○	-	安曇野市内に事業所を有する法人のみ。 発行日が申請日前3か月以内であること。 ※証明書の申請方法は（オ）留意事項等を参照



No.	提出書類	法人	個人	説明
7	工事成績評定通知書	○	○	安曇野市内に本社（本店）を有し、主観的事項（新客観点数）の加点を希望する場合のみ。 令和5・6年度にしゅん工した安曇野市発注工事（上下水道事業発注分含む）で、 <b>ICT活用工事</b> の実績がある場合のみ。 ※工事成績評定通知書の通知日が、令和5・6年度中の日付になっている工事が対象になります。 ※通知書の様式第1号と別表の両方を提出してください。

**(オ) 留意事項等**

● **証明書の申請方法**

表 1-2-ト 3 の「4 滞納がない証明(市税)」及び「6 営業証明書」の取得にあたっては、「市税証明等交付申請書」により下記窓口へ申請してください。

- ・ 滞納がない証明（市税）：安曇野市 総務部 収納課（本庁舎1階20番窓口）
- ・ 営業証明書：安曇野市 総務部 税務課（本庁舎1階18番窓口）

	
<p><b>「市税証明等交付申請書」のダウンロード</b> <b>はこちらから</b></p> <p>「安曇野市ホームページ」                  &gt;記事 ID 検索 0076350                  &gt;「税務課の申請書」からダウンロード</p>	<p><b>「LINE申請による税証明請求のご案内」</b></p> <p>※個人が滞納のない証明書を申請する場合は、窓口での申請のほかに LINE による申請も可能です。</p>

● **入札参加資格の取消しについて**

有効期限内であっても、申請書類に虚偽の記載が確認された場合や参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、入札参加資格の取消しを行います。

● **登録済通知について**

資格が付与された場合、市から登録済通知は行わず、資格有効期間の始期の前月下旬に安曇野市ホームページに登録名簿を掲載します。

※安曇野市内に本社（本店）を有している事業者へは、「級別格付決定通知書」を送付します。

## ナ. 南牧村の個別審査

南牧村の建設工事入札参加資格については、市町村税の滞納の有無を確認するため、南牧村に本店又は営業所のある事業者に限り申請時に「市町村税の未納額がない証明書」の提出を求めています。

### (ア) 個別審査の提出書類

南牧村への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ナ1 南牧村の個別審査提出資料（建設工事）**

提出書類	適用	
未納税額が無い証明書	法人業者	市町村民税、固定資産税（市町村税）
	個人業者	市町村民税、固定資産税（市町村税）

※注意事項：申請日から3ヶ月以内のものに限る

## 二. 軽井沢町の個別審査

軽井沢町の建設工事入札参加資格の等級格付の決定は、申請業種ごとに資格総合点数を算出した上で付与します。

資格総合点数の算出方法は次のとおりです。なお、主観的要素による点数の加対象は軽井沢町に本店を有する建設業者とし、主観的要素による合計点数は経営事項審査の総合評価値の30%を上限として加算します。

資格総合点数	=	客観点数 (経営規模等評価結果通知書総合評価値)	+	主観的要素による点数 (町内に本店を有する者)
--------	---	-----------------------------	---	----------------------------

### (7) 個別審査項目と審査基準等

軽井沢町建設工事入札参加資格に係る主観的要素による点数の内容は下表のとおり。

また、申請方法は表1-2-2のとおりです。

**表 1-2-2-1 軽井沢町個別審査提出資料（建設工事）**

項目		加点基準
工事成績等	工事成績	基準日の直前の2年間に当町での工事業種ごとの平均点に応じ、加(減)点します。
	業種別平均完成工事高	基準日の直前の2年間に当町での平均完成工事高に応じ点数を付与します。
除雪業務貢献度		基準日の直前の2年間の当町での受託実績(除雪業務等)により点数を付与します。
地域貢献度等	地域ボランティア	基準日の直前の2年間の当町での地域活動実績(道路清掃等)により点数を付与します。
	災害時協定参加者	災害時における応急措置に関する協定参加者に点数を付与します。
	消防団活動	軽井沢町消防団に入団している者に点数を付与します。 軽井沢町消防団協力事業所表示制度により認定されている者に点数を付与します。
労働福祉貢献度		基準日直後の6月1日における障害者の法定雇用率達成者に点数を付与します。 基準日において雇用義務のない者が障害者を雇用している場合に点数を付与します。
男女共同参画		女性技術者(国家資格・建設業法第7条第2号イ、ロも含む)を雇用している場合に点数を付与します。 育児・介護休業制度が就業規則に規定されている場合に点数を付与します。
環境対策貢献度		軽井沢環境ネットワークに加入、規程の報告を年度ごとに行っている者に点数を付与します。 ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得者に点数を付与します。
企業貢献度		基準日直前の2年間の全受注工事の平均評価点上位3位まで点数を付与します。提出書類は不要です。

項目	加点基準
SDGsへの取り組み	入札参加資格申請日において長野県SDGs推進企業に登録されている者に点数を付与します。

**表 1-2-2 軽井沢町の個別審査申請方法（建設工事）**

項目		申請方法
工事成績等	工事成績	町が管理する情報から加点処理を行うため、申請不要
	業種別平均完成工事高	町が管理する情報から加点処理を行うため、申請不要
除雪業務貢献度		該当する期間中に町と除雪委託契約を締結している場合は「実績あり」を選択
地域貢献度等	地域ボランティア	該当する期間中に道路清掃等地域貢献ボランティア実績がある場合は「実績あり」を選択
	災害時協定参加者	町が管理する情報から加点処理を行うため、申請不要
	消防団活動	資格審査基準日において当町で消防団協力事業所表示制度に加入している場合は「消防団協力事業所表示制度加入」をチェック また、社員の中に軽井沢町消防団に入団している物がある場合は「軽井沢町消防団に加入」をチェック
労働福祉貢献度		基準日直後の6月1日において、障害者雇用促進法43条及び同法施行令第9条に定める雇用率に達している場合は「法定雇用率の達成」をチェック 基準日において、雇用義務のない者が障がい者を1人以上雇用している場合は「法定義務が無い場合であって障がい者を雇用している」をチェック
男女共同参画		基準日の直前の営業年度の終了決算時点で、3ヶ月以上常勤性が確認できる女性技術者（国家資格・建設業法第7条第2号イ、ロも含む）を雇用している場合は「女性技術者雇用あり」をチェック 育児・介護法に規定する、育児・介護休業制度（労働基準監督署の証明要）が就業規則に規定されている場合は「育児・介護休業制度が記載されている規則あり」をチェック
環境対策貢献度		基準日直前の2年間に於いて軽井沢環境ネットワークに加入し、規程の報告を年度ごとに行っている場合は「軽井沢環境ネットワーク会員」にチェック 基準日直前の2年間に於いてISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証取得している場合は「ISO認証登録済」にチェック
企業貢献度		町が管理する情報から加点処理を行うため、申請不要
SDGsへの取組		入札参加資格申請日において長野県SDGs推進企業に登録されている場合は「長野県SDGs推進企業登録」にチェック

## (イ) 個別審査の提出書類

軽井沢町への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-23 軽井沢町の個別審査提出資料（建設工事）**

項 目		必要な提出資料
工 事 成 績 等	工 事 成 績	不要
	業種別平均完成工 事高	不要
除 雪 業 務 貢 献 度		実績ありの場合：該当期間中の年度毎の委託契約書の写し
地 域 貢 献 度 等	地域ボランティア	実績ありの場合：地域貢献（消防団活動）実績報告書、実績が確認できるもの（広報誌・写真等）
	災害時協定参加者	不要
	消防団活動	一つ以上チェックがある場合：地域貢献（消防団活動）実績報告書、実績及び入団者名が確認できるもの（広報誌・写真等）
労 働 福 祉 貢 献 度		法定雇用率の達成にチェックがある場合：公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の写し 法定義務がない場合であって障がい者を雇用しているにチェックがある場合：障害者雇用状況調査書
男 女 共 同 参 画		女性技術者の雇用ありにチェックがある場合：女性技術者の資格証の写し・技術者等経歴書及び社会保険証等の写し 育児・介護休業制度が就業規則に記載されている規則ありにチェックがある場合：労働基準監督署の受付印がある育児・介護休業制度が記載されている就業規則の写し
環 境 対 策 貢 献 度		軽井沢環境ネットワーク会員にチェックがある場合：入会申込書の写しまたは加入者証の写し及び、軽井沢環境ネットワーク二酸化炭素排出量事業所集計シートの写し2カ年分 ISO登録済にチェックがある場合：ISO9000シリーズ及び14000シリーズの認証の写し※各シリーズでの重複提出は必要なし
企 業 貢 献 度		不要
S D G s へ の 取 り 組 み		長野県SDGs推進企業登録にチェックがある場合：登録証の写し
未納税額が無い証明		未納税額が無い証明書（市町村民税） ※本社又は委任先がある場合は委任先所在地のもの。 ※発行日が申請日前3か月以内であること。

## ヌ. 立科町の個別審査

立科町の建設工事入札参加資格に係る個別の提出書類と審査事項は下記のとおりです。

### (ア) 個別提出書類

立科町への個別提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ヌ1 立科町の個別提出資料（建設工事）**

書類No.	提出書類	備考
1	技術者一覧表（任意様式）	申請日現在において雇用する技術者の状況 氏名、生年月日、保有資格及び資格取得年月 日がわかること
2	納税証明書	立科町に納税義務のある場合のみ 発行日が申請日前3か月以内であること
3	各種料金納付証明書（別記様式）	立科町に納付義務のある場合のみ

### (イ) 入札参加資格付与の個別要件

立科町における個別の入札参加資格要件は下表のとおりです。

**表 1-2-ヌ2 立科町の入札参加資格付与に係る要件（建設工事）**

項目No.	要件
1	立科町が賦課する町税等の徴収金に滞納がないこと。

## ネ. 下諏訪町の個別審査

下諏訪町の建設工事入札参加資格については、「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」に、町独自の加算点として表1-2-ネ1の区分に該当する場合は加点をし、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

### (ア) 個別審査項目と審査基準等

下諏訪町の加点項目は下表のとおりです。

なお、下表に掲げる項目の加点は、下諏訪町で行いますので申請は不要です。

**表 1-2-ネ1 下諏訪町独自の加算点（建設工事）**

区 分	加算点	備考
(1) 下諏訪町と災害時における災害応援協定等を締結している者 (団体等が締結している場合は、当該団体の構成員を含む)	20点	
(2) 下諏訪町の休日水道当番店を受託している者 (団体等が締結している場合は、当該団体の構成員を含む)	20点	
(3) 下諏訪町との契約又は依頼に基づく町道の除排雪業務又は融雪剤散布業務の受託又は実績を有する者	20点	複数項目に該当しても、加算点は最高で20点です。
(4) 下諏訪町との契約又は依頼に基づく町道の除排雪緊急対応業務の受託又は実績を有する者	5点	

\* 加算点は、最高で40点です。

\* (1)及び(2)は、入札参加資格申請年度の直近の10月1日現在の状況で確認します。

\* (3)及び(4)の業務の受託及び実績は、その前年度及び前々年度の担当課保管資料等で確認します。

なお、(4)の実績は、(3)の実績には含めません。

### (イ) 個別審査の提出書類

下諏訪町への提出書類は下表のとおりです。

(下諏訪町に納税義務がある場合に限る。)

**表 1-2-ネ2 個別審査の提出資料（建設工事／下諏訪町）**

提出資料	提出対象事業者
下諏訪町税の納税証明書 (未納がない証明) ・発行日が申請日前3か月以内であること。	下諏訪町に納税義務がある法人、個人事業者。 法人、個人事業者ともに課税された全税項目が対象。 (下諏訪町税務課で交付)

## ノ. 富士見町の個別審査

富士見町の建設工事入札参加資格については、「経営事項審査の総合評定値：P点」に基づき、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

また、富士見町内に本店・支店・営業所等を有する事業者に対しては、総合評定値に基づく格付け（等級）とは別に、富士見町が独自に調査する「客観点」を入札参加資格申請者に付与します。なお、この「客観点」についての調査は、富士見町より個別に依頼しますので、共同受付での申請は不要です。

### (7) 個別審査の提出書類

個別審査を行う富士見町への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ノ1 富士見町の個別審査の提出資料（建設工事）**

提出資料	提出対象事業者
納税証明書（市町村民税）	富士見町内に本店又は支店・営業所を有する場合に提出

## 八. 原村の個別審査

原村の建設工事入札参加資格については、「経営事項審査の総合評定値：P点」と「客観点」の審査結果を点数化し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与します。

【参考：原村建設工事入札参加資格総合点数の算出】

資格総合点数＝「経営事項審査の総合評定値：P点」＋「客観点」

### (ア) 個別審査項目と審査基準

令和7・8・9年度原村建設工事入札参加資格に係る客観点の内容は下表のとおり。

なお、下表に掲げる項目の加点は、村が行いますので申請は不要です。

表 1-2-八1 原村の加点項目及び点数

加点項目	点数	加点対象工種	内容
災害協定	20	土木一式、建築一式、舗装、管、水道施設、造園、電気	原村と災害協定を締結し、村内に本店が所在する業者に加点する。 《確認方法等》 ・災害協定の締結先を総務課情報防災係に確認する。 ・組合等が締結している場合は、当該組合等を構成する者を含むこととし、構成員については、組合等から資料の提出を求める。 ・締結した翌登録年度から加点する。
消防団協力事業所	10	土木一式、建築一式、舗装、管、水道施設、造園、電気	原村消防団協力事業所の認定業者 《確認方法等》 ・認定事業所を消防室に確認する。 ・協力事業所と認定された翌登録年度から加点する。
ボランティア	10	土木一式、建築一式、舗装、管、水道施設、造園、電気	前年度にボランティア活動等の地域貢献活動実績を有する業者に加点する。 《確認方法等》 ・活動等の担当課に参加業者を確認する。 ※該当する活動は、原則として次のとおりとする。 公共用地又は公共施設（学校、保育園、福祉施設、公園、河川敷、広範囲に渡る公共道路等）の清掃、整備又は修繕等 （注：自社周辺に限った清掃等は対象外）
除雪対応	20	土木一式、建築一式、舗装、管、水道施設、造園、電気	前年度に道路除雪融雪対応実績を有する業者に加点する。 《確認方法等》 ・建設水道課建設系の資料で確認する。
休日水道当番店	20	管、水道施設	前年度に休日水道当番店の実績を有する業者に加点する。 《確認方法等》 ・建設水道課上下水道系の資料で確認する。

加点項目	点数	加点対象工種	内容
本店所在	20	土木一式、建築一式、舗装、管、水道施設、造園、電気	原村内に本社を有する業者に加点する。 《確認方法等》 ・入札参加資格申請時に本社の有無を確認する。

**(イ) 個別審査の提出処理**

原村への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-八2 原村の個別審査提出資料（建設工事）**

項目	内容	提出書類
納税	・原村に納税義務がある場合に限る ・法人、個人事業者とも課税された全税項目が対象	村税の納税証明書

## ヒ. 箕輪町の個別審査

箕輪町への個別審査提出書類は下表のとおりです。

### (ア) 個別審査の提出書類

箕輪町への個別審査提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ヒ1 箕輪町の個別審査の提出書類（建設工事）**

項目	審査書類	対象	審査基準概要
納税状況	未納がないことの証明書（箕輪町発行）	箕輪町に納税義務がある場合	・発行日が申請日前3か月以内であること ・町税の未納がないこと

## フ. 飯島町の個別審査

飯島町の建設工事入札参加資格については、「客観的事項（経営事項審査の総合評定値：P点）」と長野県の「主観的事項（信州企業評価項目）」の審査結果を点数化し、点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格審査者に付与しています。

ただし、土木一式工事については、長野県の「主観的事項（信州企業評価項目）」内の工事成績点数を、飯島町工事成績評定要領に基づく成績点数に変更し、その点数に応じた格付け（等級）を入札参加資格申請者に付与しています。

### （ア）個別審査項目と審査基準

令和7・8・9年度飯島町建設工事入札参加資格に係る個別申請項目の内容は下表のとおりです。

**表 1-2-71 飯島町の個別申請項目の内容（建設工事）**

項目	内容
技術者経歴書	・工事を実施するために必要な技術者が在籍していること
使用印鑑届	・飯島町の契約等の手続きに使用する印鑑
納税証明書	・飯島町税に未納がないこと（飯島町に納税義務がある場合に限る）

### （イ）個別審査の提出書類

飯島町への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-72 飯島町の個別審査の提出資料（建設工事）**

項目	内容
技術者経歴書【必須】	・任意様式（技術者名簿でも可）
使用印鑑届【必須】	・参考様式
納税証明書【該当者必須】	・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

## ハ. 南箕輪村の個別審査

南箕輪村に入札参加資格申請をする場合は、下記書類の提出をお願いいたします。

### (ア) 個別添付書類一覧

**表 1-2-ハ1 南箕輪村の個別申請項目の内容（建設工事）**

※◎は必ず提出。○は該当する場合のみ提出。

提出書類	法人	個人	提出要領
技術者経歴書	◎	◎	資格審査基準日直前2年分 【任意様式】
使用印鑑届	◎	◎	【任意様式】
納税証明書 (南箕輪村税)	◎	◎	南箕輪村に納税義務がある場合のみ 滞納がない証明書 ※発行日が申請日前3か月以内であること
印鑑証明書	◎	◎	法人：法務局が交付したもの 個人：市区町村が交付したもの ※発行日が申請日前3か月以内であること
委任状	○	○	入札等を支店長、営業所長等に委任する場合 【任意様式】

### (イ) 注意事項

- 様式について

申請に必要な様式等については村ウェブサイトでご確認ください。

## ホ. 宮田村の個別審査

個別審査なし

## マ. 松川町の個別審査

### (ア) 個別審査の提出書類

松川町の資格付与要件である「申請時において『町税』（松川町に納税義務がある場合に限る）及び、『消費税及び地方消費税』について完納されていること。」を確認するため、下表の書類の提出を求めます。

**表 1-2-マ1 松川町の個別審査提出資料（建設工事）**

提出資料	提出者	特例
直前営業年度における松川町の町税に関する納税証明書の写し	松川町に納税義務がある場合に限り提出を要する	「松川町商工会」に所属する者は添付書類を省略できる

### ミ. 高森町の個別審査

高森町の入札参加資格付与に係る個別申請については、町税の未納がないことを確認するため、高森町に納税義務がある場合に限り、以下の書類の提出を求めます。

#### (ア) 個別審査の提出書類

提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ミ1 高森町の個別審査提出資料（建設工事）**

提出資料	対象	審査基準概要
高森町の町税に関する未納の税額がないことの証明書 (納税証明書)	高森町に納税義務がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日が申請日前3か月以内であること</li> <li>課税されている全ての税の未納がないこと</li> </ul>

## ム. 阿南町の個別審査

阿南町の建設工事入札参加資格については、町税の未納がないことを確認するため、阿南町に納税義務がある場合に限り、以下の書類を提出してください。

### (ア) 個別審査の提出書類

阿南町への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-ム1 阿南町の個別審査提出書類（建設工事）**

提出書類	対象	備考
町税の納税証明書	阿南町に納税義務がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日が申請日前 3 か月以内であること</li> <li>・ 町税の未納がないこと</li> </ul>

## **メ. 白馬村の個別審査**

**個別審査なし**

## モ. 坂城町の個別審査

坂城町の建設工事入札参加資格については、市町村税の滞納の有無を確認するため、申請時に「本社・本店または委任先事業所の所在する市町村が発行する納税証明書」の提出を求めています。

申請入力画面「添付ファイル登録」において、必要な書類を添付して提出してください。

### (7) 個別審査の提出書類

坂城町への提出書類は下表のとおりです。

**表 1-2-モ1 坂城町の個別審査提出資料（建設工事）**

提出書類	適用	
本社・本店または委任先事業所の所在する市町村が発行する納税証明書	法人業者・個人業者	市町村税

※注意事項

- ▶ 申請日から3ヶ月以内のものに限る
- ▶ 東京23区内に所在する事業所は都税事務所が発行する納税証明書

### 1.3. 少額工事（小規模取引）等の資格申請（建設工事）

#### (1) 申請の受付自治体等

建設業許可を必要としない少額工事（小規模取引）等の入札参加資格申請は自治体によって申請方法等が異なります。

自治体別の申請の受付の可否、申請方法等は下表のとおりとなっており、申請先が「共同受付窓口」となっている自治体については、入札参加資格申請システムから申請が可能です。なお、審査は申請先自治体が行います。（個別審査扱い）

また、申請先が自治体名となっている場合は、直接、自治体に申請を行ってください。（入札参加資格申請システムで申請を受付できないため、本手引きの対象外）

表 1-3-1 自治体別申請受付可否等（建設工事・少額工事等）

区分	自治体名	受付可否	申請先	対象（概要）
県	長野県 ア	×	—	—
市	長野市 イ	○	共同受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計額が200万円以下の工事を希望する事業者</li> <li>・ 全ての工種について、「経営事項審査」を受けていない事業者</li> <li>・ 共通審査において、総合評定値通知書を提出するが、「経営事項審査」を受けていない工種の入札参加を希望する事業者</li> <li>・ 経営事項審査を受審した工種（総合評定値(P) 有）で、直前2年間の事業年度のうち、1年度のみが完成工事高がない工種（業種）の入札参加を希望する事業者</li> </ul>
	松本市 ウ	○	共同受付窓口	・ 設計額が130万円以下の工事等
	上田市 エ	○	共同受付窓口	・ 設計額が200万円未満の工事等
	岡谷市 オ	×	—	—
	飯田市 カ	×	—	—
	諏訪市 キ	×	—	—
	須坂市 ク	○	須坂市	・ 設計額が80万円以下の工事
	小諸市 ケ	×	—	—
	伊那市 コ	○	伊那市	・ 設計額が100万円未満の工事・修繕
	駒ヶ根市 サ	○	駒ヶ根市	・ 予定価格が50万円未満
	中野市 シ	○	共同受付窓口 (中野市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計額が200万円未満の工事等</li> <li>※全ての工種について「経営事項審査」を受けていない者は、中野市へ申請してください。（中野市公式ホームページを参照）</li> </ul>

区分	自治体名	受付可否	申請先	対象（概要）
	大町市 ス	×	—	—
	飯山市 セ	○	共同受付窓口	・ 予定価格が100万円未満の工事
	茅野市 ソ	×	—	—
	塩尻市 タ	○	塩尻市	・ 設計額が70万円未満の工事及び修繕
	佐久市 チ	×	—	—
	千曲市 ツ	○	千曲市	・ 設計額が50万円未満の工事・修繕
	東御市 テ	×	—	—
	安曇野市 ト	○	安曇野市	・ 契約金額が50万円以下の工事・修繕
町村	南牧村 ナ	×	—	—
	軽井沢町ニ	×	—	—
	立科町 ヌ	×	—	—
	下諏訪町ネ	×	—	—
	富士見町ノ	×	—	—
	原村 ハ	○	原村	・ 予定価格が130万円以下の工事
	箕輪町 ヒ	○	箕輪町	・ 予定価格が50万円未満の工事
	飯島町 フ	○	飯島町	・ 予定価格が200万円以下の工事等で、内容が軽易かつ履行確保が容易であるもの
	南箕輪村ハ	○	南箕輪村	・ 設計額が130万円未満の工事
	宮田村 ホ	宮田村役場総務課へお問い合わせください		
	松川町 マ	○	松川町	・ 設計額が50万円未満の工事で、内容が軽易かつ履行確保が容易であるもの
	高森町 ミ	○	高森町	・ 予定価格が50万円未満の工事・修繕
	阿南町 ム	×	—	—
白馬村 メ	×	—	—	
坂城町 モ	○	共同受付窓口	・ 設計額が50万円未満の工事	

## (2) 申請方法

表1-3-1において、申請先を「共同受付窓口」とする自治体あての申請については、入札参加資格申請システムにより申請を行ってください。なお、申請手順等は定期申請に準じます。【1.2 定期申請 参照】  
また、自治体別の個別事項については以下を参照してください。

## イ. 長野市の少額工事等の資格申請

### (ア) 小規模取引希望（小規模工事のみ希望）の申請

全ての工種について、設計額が200万円以下の工事のみを希望する場合は、システム画面（個別審査項目）の長野市の個別審査項目において、「小規模工事(1件200万円以下)のみ取引」欄にチェック（希望する）を入力してください。

また、システム画面(団体一覧選択)の工事業種情報で、登録を希望する工種に  希望(少額)にチェックしてください。

### (イ) 経営事項審査を受審していない工種（業種）等の申請

次に該当する事業者は、共通審査において表1-3-イ1、表1-3-イ2、表1-3-イ3にご留意の上、申請を行ってください。

- A. 全ての工種について、「経営事項審査」を受けていない者（以下【A事業者】）
- B. 共通審査において、総合評定値通知書を提出するが、「経営事項審査」を受けていない工種の入札参加を希望する事業者（以下【B事業者】）
- C. 経営事項審査を受審した工種（総合評定値(P)有）で、直前2年間の事業年度のうち、1年度のみが完成工事高がない工種（業種）の入札参加を希望する事業者（以下【C事業者】）

表 1-3-イ1 【A事業者】の入力注意事項

申請区分	申請事項	入力等要領
工事共通情報	建設業許可番号 (許可情報不所持)	・【A事業者】は、建設業許可の有無にかかわらず、「許可情報不所持」チェックしてください
企業基本情報（建設工事）	経営事項審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高	・登録を希望する工種について、直前第2年度分決算の完成工事高を入力してください
	経営事項審査対象事業年度の完成工事高	・登録を希望する工種について、直前第1年度分決算の完成工事高を入力してください  なお、「直前第1年度分決算の完成工事高」と「直前第2年度分決算の完成工事高」の「平均完成工事高」がない業種については、入札参加資格の登録ができません

申請区分	申請事項	入力等要領
	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日（経営事項審査基準日）の直前2年間の各事業年度別の工事経歴を50件まで入力できます</li> <li><b>入札参加資格付与を希望する工種の実績のみ入力してください</b></li> <li>国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリンズの登録内容と一致するように入力してください</li> <li>入力内容に疑義が報じた場合は、契約書等の実績を確認するための書類の提出を求める場合があります</li> </ul>
団体一覧 選択	申請先団体の個別審査項目と契約先営業所（委任先営業所）	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>申請先団体の個別審査項目「長野市」を選択</b> 契約先営業所（委任先営業所）を選択</li> </ul>
	工事業種情報 希望業種を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>登録を希望する工種について <input type="checkbox"/> 希望(少額) にチェックしてください</b></li> </ul>

表 1-3-イ2 【B 事業者】の入力注意事項

申請区分	申請事項	入力等要領
企業基本 情報（建 設工事）	経営事項審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>「経営事項審査」を受けていない工種で入札参加を希望する工種について、直前第2年度分決算の完成工事高を入力してください</li> </ul>
	経営事項審査対象事業年度の完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>「経営事項審査」を受けていない工種で入札参加を希望する工種について、直前第1年度分決算の完成工事高を入力してください</li> <li>なお、「直前第1年度分決算の完成工事高」と「直前第2年度分決算の完成工事高」の「平均完成工事高」がない業種については、入札参加資格の登録ができません</li> </ul>

申請区分	申請事項	入力等要領
工事経歴 情報	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日（経営事項審査基準日）の直前2年間の各事業年度別の工事経歴を50件まで入力できます</li> <li><b>入札参加資格付与を希望する工種の実績のみ入力してください</b></li> <li>国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリンズの登録内容と一致するように入力してください 入力内容に疑義が報じた場合は、契約書等の実績を確認するための書類の提出を求める場合があります</li> </ul>
企業基本 情報（建 設工事）	申請先団体の個別審査項目と契約先営業所（委任先営業所）	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>申請先団体の個別審査項目「長野市」を選択</b></li> <li>契約先営業所（委任先営業所）を選択</li> </ul>
団体一覽 選択	工事業種情報 希望業種を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>登録を希望する工種について <input type="checkbox"/> 希望(少額) にチェックしてください</b></li> </ul>

表 1-3-イ3 【C 事業者】の入力注意事項

申請区分	申請事項	入力等要領
企業基本 情報（建 設工事）	経営事項審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営事項審査を受審した工種（総合評価値(P) 有）で、直前2年間の事業年度のうち、1年度のみが完成工事高がない工種で入札参加を希望する工種について、<b>直前第2年度分決算の完成工事高を入力してください</b></li> </ul>
	経営事項審査対象事業年度の完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営事項審査を受審した工種（総合評価値(P) 有）で、直前2年間の事業年度のうち、1年度のみが完成工事高がない工種で入札参加を希望する工種について、<b>直前第1年度分決算の完成工事高を入力してください</b></li> </ul>
添付ファイル登録	希望業種届の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別審査の提出書類として、<b>表1-2-イ2 長野市の個別審査提出書類（建設工事）の「書類No.8 希望業種届」</b>を提出してください</li> </ul>
企業基本 情報（建 設工事）	申請先団体の個別審査項目と契約先営業所（委任先営業所）	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>申請先団体の個別審査項目「長野市」を選択</b></li> <li>契約先営業所（委任先営業所）を選択</li> </ul>
団体一覽 選択	工事業種情報 希望業種を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>登録を希望する工種について <input type="checkbox"/> 希望(少額) にチェックしてください</b></li> </ul>

## ウ. 松本市の少額工事等の資格申請

「少額取引」の希望は、1件の予定価格が130万円以下の価格競争によらない小規模工事のみを希望する場合に選択してください。経営事項審査を受けていない方は、少額取引のみとなります。なお、入札参加を希望する建設工事の種類については、「少額取引」の請負も可能です。

### (ア) 少額工事の申請

次に該当する事業者は、共通審査において表 1-3-ウ1 及び表 1-3-ウ2 にご留意の上、申請を行ってください。

- A. 全ての工種について、「経営事項審査」を受けていない者（以下 A 事業者）
- B. 共通審査において、総合評定値通知書を提出するが、「経営事項審査」を受けていない工種の入札参加を希望する場合（以下 B 事業者）
- C. 経営事項審査を受審した工種（総合評定値（P）有）で、直前2年間の事業年度のうち、完成工事高が1年度のみ工種（業種）について、少額工事（入札参加）を希望する場合（以下 C 事業者）

表 1-3-ウ1 【A 事業者】の入力注意事項

申請区分	申請事項	入力等要領
工事共通情報	建設業許可番号 (許可情報不所持)	・ <b>A事業者</b> のうち、建設業許可のない事業者は「許可情報不所持」チェックしてください
	経営事項審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高	・ 登録を希望する工種について、直前第2年度分決算の完成工事高を入力してください
	経営事項審査対象事業年度の完成工事高	・ 登録を希望する工種について、直前第1年度分決算の完成工事高を入力してください
企業基本情報（建設工事）	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日（経営事項審査基準日）の直前2年間の各事業年度別の工事経歴を50件まで入力できます</li> <li>・ <u>入札参加資格付与を希望する工種の実績のみ入力してください</u></li> <li>・ 国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリンズの登録内容と一致するように入力してください</li> <li>・ 入力内容に疑義が報じた場合は、契約書等の実績を確認するための書類の提出を求める場合があります</li> </ul>
団体一覧選択	申請先団体の契約先営業所（委任先営業所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>申請先団体「松本市」を選択</b></li> <li>・ 契約先営業所（委任先営業所）を選択してください</li> </ul>

申請区分	申請事項	入力等要領
	工事業種情報 希望業種の選択	・登録を希望する工種について <input type="checkbox"/> 希望(少額) に入力してください

表 1-3-ウ2 【B 事業者】の入力注意事項

申請区分	申請事項	入力等要領
工事共通 情報	経営事項審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高	・「経営事項審査」を受けていない工種で入札参加を希望する工種について、直前第2年度分決算の完成工事高を入力してください
	経営事項審査対象事業年度の完成工事高	・「経営事項審査」を受けていない業種の入札参加を希望する工種について、直前第1年度分決算の完成工事高を入力してください
	実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日（経営事項審査基準日）の直前2年間の各事業年度別の工事経歴を50件まで入力できます</li> <li>入札参加資格付与を希望する工種の実績のみ入力してください</li> <li>国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリンズの登録内容と一致するように入力してください 入力内容に疑義が報じた場合は、契約書等の実績を確認するための書類の提出を求める場合があります</li> </ul>
企業基本 情報（建 設工事）	申請先団体の契約先営業所（委任先営業所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請先団体「松本市」を選択</li> <li>契約先営業所（委任先営業所）を選択してください</li> </ul>
団体一覧 選択	工事業種情報 希望業種の選択	・登録を希望する工種について <input type="checkbox"/> 希望(少額) に入力してください

表 1-3-ウ3 【C 事業者】の入力注意事項

申請区分	申請事項	入力等要領
企業基本 情報（建 設工事）	経営事項審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高	・経営事項審査を受審した工種（総合評価値（P）有）で、直前2年間の事業年度のうち、完成工事高が1年度のみ（業種）について、少額工事（入札参加）を希望する場合、直前第2年度分決算の完成工事高を入力してください

申請区分	申請事項	入力等要領
	経営事項審査対象事業年度の完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営事項審査を受審した工種（総合評定値(P) 有）で、直前2年間の事業年度のうち、1年度のみが完成工事高がない工種で入札参加を希望する工種について、<b>直前第1年度分決算の完成工事高を入力してください</b></li> </ul>
添付ファイル登録	希望業種届の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別審査の提出書類として、<b>少額工事希望業種届（様式第1号）</b>を提出してください。</li> </ul>
企業基本情報（建設工事）	申請先団体の個別審査項目と契約先営業所（委任先営業所）	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>申請先団体「松本市」を選択</b></li> <li>契約先営業所（委任先営業所）を選択してください</li> </ul>

## Ⅰ. 上田市の少額工事等の資格申請

市内業者で、経営事項審査を受けていない工種は、少額工事に希望登録することが可能です。

ただし、建設業許可の有無により、「上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿」に登録される区分が異なりますので、ご注意ください。

### (ア) 全ての工種で建設業許可を受けていない事業者

工事共通情報の建設業許可番号は、「許可情報不所持」にチェックしてください。

全ての工種で、少額工事にのみ登録することが可能ですので、工事業種情報で希望する工種を選択してください。

「上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿」の小規模工事に登録され、200万円未満の建設工事の見積合わせに参加することが可能になります。

### (イ) 一部の工種で建設業許可を受けている事業者

共通審査提出書類の建設業許可証明書等（D01、p9参照）を上田市への提出書類として添付してください。

経営事項審査を受けていない工種は、少額工事に登録することが可能です。ただし、「建設業許可のある工種」と「建設業許可のない工種」によって、名簿に登録される区分が異なりますので、下表を参照し、工事業種情報で希望する工種を選択してください。

**表 1-3-Ⅰ(イ) 経営事項審査を受けていない工種の少額工事**

建設業許可の有無	名簿に登録される区分
建設業許可のある工種	少額工事へ希望登録することにより、上田市の等級格付で最下位ランクに格付けされ、200万円以上500万円未満の建設工事（建築工事は900万円未満）の入札に参加が可能となる。
建設業許可のない工種	少額工事へ希望登録することにより、「上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿」の小規模工事に登録され、200万円未満の建設工事の見積合わせに参加が可能となる。

## コ. 伊那市の少規模工事・修繕の受注希望者登録申請

伊那市が発注する小規模工事及び修繕等の受注を希望する事業者の登録を行っています。

登録要件等は、下記のとおりです。

なお、伊那市の建設工事入札参加資格を有している事業者は、本制度の登録はできません。

### (ア) 対象となる契約

伊那市が発注する小規模な建設工事及び修繕で、軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる、予定価格が100万円未満のものです。

### (イ) 登録要件

- ・ 伊那市内に主たる営業所を置く方
- ・ 随意契約に係る契約を締結する能力を有する方
- ・ 市税及び市の各種料金等を滞納していない方
- ・ 伊那市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない方
- ・ 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有する方

### (ウ) 有効期間

申請を受理した年度の6月1日から起算して2年間

### (エ) 申込方法

伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書及び必要な提出書類を、伊那市役所総務部契約課へ提出してください。

詳しくは、伊那市公式ホームページをご覧ください。

## シ. 中野市の少額工事等の資格申請

建設業許可を取得していない者及び経営事項審査を受審していない者はシステムでの資格申請ができませんので、中野市に直接申請を行ってください。（詳しくは中野市公式HPを参照）

なお、システムでの中野市への入札参加資格申請（許可有、経審有の業種）に合わせて、少額工事等の資格申請を行いたい場合は、「少額工事等入札参加資格申請書（様式）」を中野市の個別審査の提出資料として添付してください。【1.2(2)シ p43参照】

※少額工事等・・・建設業の許可がある者が入札参加できる入札工事（300万円以下）及び建設業の許可がない者が参加できる入札工事（200万円以下）をいいます。なお、入札工事とは見積合わせによる随意契約工事も含まれます。

## セ. 飯山市の少額工事等の資格申請

建設業法第3条の建設業の許可や、国または県の経営事項審査を受けていない事業者については、市が発注する予定価格が100万円未満の小規模な工事や修繕を対象とした「飯山市小規模工事等受注希望者登録」への申請をすることができます。

ただし、建設工事で飯山市へ入札参加資格申請をしている事業者は申請できません。

### (7) 小規模工事等受注希望登録の申請者の要件

飯山市小規模工事等受注希望者登録における資格要件は下表のとおりです。

表 1-3-セ1 飯山市小規模工事等受注希望者登録における資格要件

項目番号	要件
1	飯山市内に主たる事業所を置いている者
2	建設工事で飯山市入札参加資格者名簿に登載されていない者
3	登録を希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を有する者
4	小規模工事等の契約を締結できる方で、過去に該当する小規模工事等の実績のある者
5	市税・公共料金等を滞納していない者
6	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
7	飯山市暴力団排除条例(平成24年飯山市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

### (イ) 共通申請事項（補足）

- ・ 建設業の許可を受けている場合でも、建設業許可番号は入力しないでください。
- ・ 経営事項審査を受けている場合であっても、企業基本情報の経営事項審査関係は入力しないでください。
- ・ 工事履歴情報のうち、コリンズの登録をしていない場合でも、国や自治体等の公的機関から受注した実績は入力してください。

### (ウ) 登録業者の数

1法人又は1個人による登録は2工種まで。ただし法人の代表者又は構成員が法人、個人の両方で登録することはできません（2重登録の禁止）。

登録できる業種は建設工事の場合（ブ、法、..を除く）と同じです。

### (I) 個別審査項目の入力

飯山市への個別審査で入力が必要な申請情報は下表のとおりです。

**表1-3-セ2 飯山市個別審査入力項目（小規模工事）**

項目	入力内容	入力要領
申請情報	飯山市に登録する本社（店）、 委任先及び小規模工事の所在地 区分	本社（店）、委任先、小規模工事すべてに、「飯 山市内」を入力

**(オ) 飯山市小規模工事等受注希望登録の提出書類**

飯山市への小規模工事等受注希望登録提出書類は、下表のとおりです。

**表 1-3-セ3 飯山市登録の提出書類（小規模工事）**

項目	提出書類	対象	提出要領
納税状況	飯山市に未納がないこ との証明書	飯山市に納 税義務がある 場合	・市税等の未納がないこと ※発行後、3か月以内のもの
団体一覧選択	工事業種情報 希望業種の選択	登録を希望す る工種	・希望(少額) に入力してください (2工種まで)
建設業許可番号	建設業法による建設 業の許可証（写）	建設業の許 可がある場合	・許可証の写し
資格・免許	工事履行に必要な資 格、免許等	資格、免許等	・資格、免許等の写し

## タ. 塩尻市の小規模工事等（工事・修繕）の登録申請

塩尻市が発注する小規模な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）について、塩尻市建設工事の入札参加資格者名簿に登録のない市内の事業者（個人を含む）の積極的な活用及び受注機会の拡大を図ることを目的とした登録制度です。

申請方法については塩尻市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/site/nyusatsu-keiyaku/15833.html>

## ト. 安曇野市の少額工事等の資格申請

安曇野市が発注する小規模工事及び修繕等の契約を希望する事業者の登録を行っています。

登録要件等は、下記のとおりです。

なお、安曇野市の建設工事入札参加資格を有している事業者は、本制度の登録はできません。

### (ア) 対象となる契約

安曇野市が発注する小規模な建設工事及び修繕等で、技術的内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の契約金額が50万円以下のものです。

### (イ) 登録要件

- ・ 安曇野市内に主たる事業所又は住所を有している者
- ・ 契約を締結する能力を有する者及び破産者でない者
- ・ 安曇野市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない者
- ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者
- ・ 市税等を完納している者

### (ウ) 有効期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

### (エ) 申請方法

安曇野市小規模工事等契約希望者登録申請書及び必要な提出書類を安曇野市役所総務部契約検査課へ提出してください。

詳しい申請方法や様式のダウンロードは、安曇野市ホームページをご覧ください。



「安曇野市小規模工事等契約希望者登録をご希望の方はこちらをご覧ください」

「安曇野市ホームページ」

➤ 記事ID検索 0053903

## モ. 坂城町の少額工事等の資格申請

### (ア) 少額工事の申請

全ての工種について、予定価格が50万円未満の工事のみを希望する場合は、システム画面（個別審査項目）の坂城町の個別審査項目において、「小規模工事(1件50万円以下)のみ取引」欄にチェック（希望する）を入力してください。

### (イ) 登録要件

登録要件等は、下記のとおりです。

- (1) 坂城町に主たる事業所または住所を有する者
- (2) 契約を締結する能力を有する者
- (3) 町税その他町に納付すべき使用料、負担金等を滞納していない者
- (4) 町の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (5) 希望業種の履行に必要な資格、免許等を有する者

### (ウ) 坂城町小規模工事等受注希望登録の提出書類

坂城町への小規模工事等受注希望登録提出書類は、下表のとおりです。

**表 1-3-モ1 坂城町登録の提出書類（小規模工事）**

項目	提出書類	対象	提出要領
資格・免許	工事履行に必要な資格、免許等	資格、免許等	・資格、免許等の写し

## 1.4. 中間申請（建設工事）

入札参加資格有効期間の中間年において、再審査申請等を下記のとおり受け付けます。（受付期間は【1.1 表1-1-2（P1）】参照）

### （1） 中間申請の対象

中間申請の対象は下表のとおり。

**表 1-4-1 中間申請の対象（建設工事）**

区分	対象
新規	入札参加資格を新規に申請する者
再審査	新たな審査基準日【1.1 表1-1-2参照（P1）】で再審査を希望する者（業種・営業所・資格付与を希望する自治体の追加も合わせて申請可能）

### （2） 中間申請することができる自治体

中間申請を受け付けることができる自治体は下表のとおり。

**表 1-4-2 中間申請の対象（建設工事）**

区分	自治体名
県	長野県
市 (19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
町村 (15)	南牧村、軽井沢町、立科町、下諏訪町、富士見町、原村、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、白馬村、坂城町

### （3） 共通審査

申請手順等は定期申請に準じます【1.2 参照（P5～）】。ただし、中間申請で付与される資格付与日は下表でご確認ください。なお、資格有効期間の終期は表1-2-1（P4～5）で示すとおりとなります。

**表 1-4-3 自治体別資格有効期間の始期（建設工事／中間申請）**

区分	自治体名	R8中間申請	R9中間申請
県	長野県	令和8年5月1日	令和9年5月1日
市	長野市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	松本市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	上田市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	岡谷市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	飯田市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	諏訪市	令和8年6月1日	令和9年6月1日

区分	自治体名	R8中間申請	R9中間申請
	須坂市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	小諸市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	伊那市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	駒ヶ根市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	中野市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	大町市	令和8年7月1日	令和9年7月1日
	飯山市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	茅野市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	塩尻市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	佐久市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	千曲市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	東御市	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	安曇野市	令和8年6月1日	令和9年6月1日
町村	南牧村	令和8年4月1日	令和9年4月1日
	軽井沢町	令和8年4月1日	令和9年4月1日
	立科町	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	下諏訪町	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	富士見町	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	原村	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	箕輪町	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	飯島町	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	南箕輪村	令和8年6月1日	令和9年6月1日
	宮田村	宮田村役場総務課へお問い合わせください	
	松川町	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	高森町	令和8年5月1日	令和9年5月1日
	阿南町	令和8年5月1日	令和9年5月1日
白馬村	令和8年5月1日	令和9年5月1日	
坂城町	令和8年4月1日	令和9年4月1日	

#### (4) 個別審査

申請手順等は定期申請に準じます。【1.2(2) 参照 (P11以降)】

## 1.5. 追加申請（建設工事）

資格者名簿への追加申請を下記のとおり受け付けます。（受付期間は【1.1 表1-1-2（P1）】参照）

### （1）追加申請の対象

追加申請の対象は下表のとおり。

**表 1-5-1 追加申請の対象（建設工事）**

区分	対象
新規	入札参加資格を新規に申請する者
業種・営業所・自治体の追加	業種・営業所・資格付与を希望する自治体の追加を希望する者（追加項目以外も新たな審査基準日【1.1 表1-1-2参照（P1）】で審査します）

### （2）追加申請することができる自治体

追加申請を受け付けることができる自治体は下表のとおり。

**表 1-5-2 追加申請の対象（建設工事）**

区分	自治体名
県	長野県
市 (19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
町村 (15)	南牧村、軽井沢町、立科町、下諏訪町、富士見町、原村、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、白馬村、坂城町

### （3）共通審査

申請手順等は定期申請に準じます【1.2 参照（P5～）】。ただし、追加申請で付与される資格付与日は下表でご確認ください。なお、資格有効期間の終期は表1-2-1（P4～5）で示すとおりとなります。

**表 1-5-3 自治体別資格有効期間の始期（建設工事／追加申請）**

区分	自治体名	R7追加申請	R8追加申請	R9追加申請
県	長野県	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
市	長野市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	松本市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	上田市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	岡谷市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	飯田市	令和8年6月1日	令和9年6月1日	—
	諏訪市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	須坂市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日

区分	自治体名	R7追加申請	R8追加申請	R9追加申請
	小諸市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	伊那市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	駒ヶ根市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	中野市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	大町市	令和8年1月1日	令和9年1月1日	令和10年1月1日
	飯山市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	茅野市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	塩尻市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	佐久市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	千曲市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	東御市	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	安曇野市	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
町村	南牧村	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日
	軽井沢町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	立科町	令和7年12月1日	令和8年12月1日	令和9年12月1日
	下諏訪町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	富士見町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	原村	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	箕輪町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	飯島町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	南箕輪村	令和7年11月1日 (予定)	令和8年11月1日 (予定)	令和9年11月1日 (予定)
	宮田村	宮田村役場総務課へお問い合わせください		
	松川町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	高森町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	阿南町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
	白馬村	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日
坂城町	令和7年11月1日	令和8年11月1日	令和9年11月1日	

#### (4) 個別審査

申請手順等は定期申請に準じます。【1.2(2) 参照 (P11以降)】

## 1.6. 変更申請（建設工事）

### （1）申請の対象と提出書類

建設業許可を持つ申請者は、建設業許可に係る変更届の後、本申請を行ってください。

変更申請の対象と提出書類は下表をご参照ください。

申請及び書類の提出は、長野県市町村入札参加資格申請システムで行ってください。

なお、入札参加資格の資格総合点数や等級の変更については、中間申請（P99参照）でお手続きしてください。

また、業種・営業所・資格付与を希望する自治体の追加についても、中間申請又は追加申請（P101参照）でお手続きしてください。

**表 1-6-1 変更申請の対象（建設工事）**

区分	対象	提出書類
申請担当者情報	申請担当者の氏名・連絡先等の変更	なし
本社基本情報	商号又は名称の変更	建設業許可に係る変更届出書 又は登記事項証明書
	代表者の役職・氏名変更	
	所在地・郵便番号の変更	
	連絡先の変更	なし
工事共通情報	建設許可番号の変更	建設業許可通知等
営業所情報	営業所（支店）の連絡先の変更	なし
	営業所（支店）の名称の変更	建設業許可に係る変更届出書等
	営業所（支店）の代表者の変更	
	営業所（支店）の所在地の変更	
	営業所（支店）の削除	
希望業種選択	入札参加資格業種の削除	なし
その他	使用印鑑届の変更、資本関係・役員兼任の変更等の自治体固有事項	各自治体が定める様式等（添付ファイル登録画面において、該当自治体へファイル登録）

※ 建設業許可番号の変更及び事業承継に伴う手続きについては、共同受付窓口（長野県建設部建設政策課技術管理室：026-235-7313）にお問い合わせください。

## 1.7. 取消申請（建設工事）

取消申請とは、既に登録されている入札参加資格を削除するものです。削除の対象によって「一部取消」と「全部取消」に分かれます。

取消申請は長野県市町村入札参加審査システムで行ってください。なお、書類の提出は不要です。

**一部取消**：入札参加資格を取得している自治体のうち、一部の自治体の入札参加資格を取消する場合

**全部取消**：入札参加資格を取得している全ての自治体の入札参加資格を取消する場合